

南三陸町 次期総合計画 基本計画骨子案

南三陸町

平成 27 年 9 月

目次

第1章 リーディングプロジェクト	1
LP-1 地域文化の学習プロジェクト	2
LP-2 多様なコミュニティの再構築プロジェクト	3
LP-3 交流人口の拡大プロジェクト	4
LP-4 移住・定住人口の増加プロジェクト	5
LP-5 南三陸ブランド構築プロジェクト	6
第2章 個別政策	1
政策1 安全安心・協働（※タイトル調整中）	1
1-1 防災・減災対策の推進	2
1-2 消防・救急体制の充実	5
1-3 交通安全対策の推進	7
1-4 防犯対策の強化	8
1-5 コミュニティ再構築の推進	9
政策2 産業振興・自然環境・生活環境（※タイトル調整中）	11
2-1 中心市街地の形成	12
2-2 農林業の振興	13
2-3 水産業の振興	16
2-4 商工業の振興	19
2-5 観光交流の振興	21
2-6 雇用対策の充実・起業等の支援	24
2-7 資源循環型社会の形成	26
2-8 生活衛生環境の充実	28
2-9 環境と調和した快適な住環境の整備	30
2-10 道路・公共交通網の充実	32
2-11 安全で安定した水の供給	34
2-12 計画的な土地利用の推進	35
政策3 健康・医療・福祉（※タイトル調整中）	38
3-1 健康づくりの推進	39
3-2 地域医療の充実	41
3-3 高齢者福祉の推進	43
3-4 障害者福祉の推進	45
3-5 子育て支援の充実	47
3-6 地域福祉の充実	49

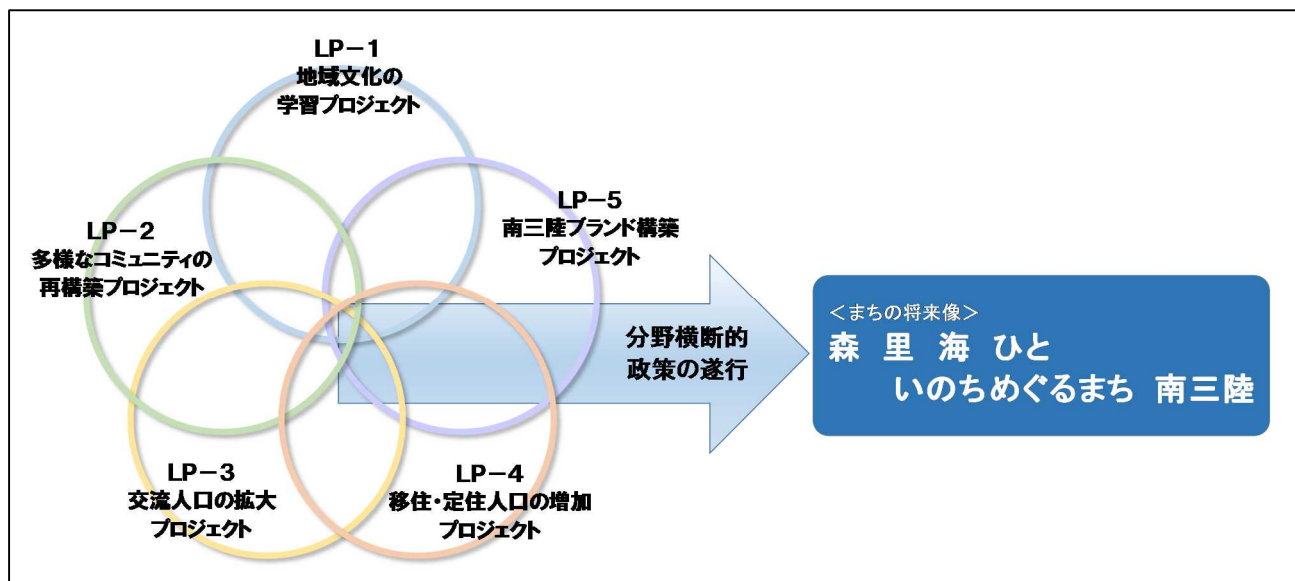
政策 4 教育・生涯学習	（ ※タイトル調整中 ）	51
4-1 生きる力を育む学校教育の充実		52
4-2 生涯学習の推進		54
4-3 スポーツの振興		56
4-4 文化の継承と創造		58
政策 5 地域経営	（ ※タイトル調整中 ）	59
5-1 持続可能な地域社会の形成		60
5-2 交流・人権文化の推進		61
5-3 広域連携の推進		62
5-4 持続可能な行政運営の推進		63
5-5 開かれた町政の推進		65
5-6 時代に対応した組織の構築と運営		66

※政策 1～5 に対応する分野名（例：安全安心・協働）については、政策分野の領域を示すキーワードであり、仮称となります。

※各政策のタイトルは現在調整中となります。

第1章 リーディングプロジェクト

まちの将来像「森 里 海 ひと いのちめぐるまち 南三陸」を実現するために、まちづくりの視点を踏まえ、特に重要性と先導性を持つ分野横断的な政策として、「南三陸町総合戦略」との連動性を確保しつつ、次の5つのプロジェクトを設定します。



LP-1 地域文化の学習プロジェクト

— 地域文化から生き抜く知恵を学ぶために

【基本的な考え方】

本町は地形的特性から、東日本大震災のみならず、古くから地震・津波災害の歴史とともにあり、本町の地域文化・歴史の中には、様々な形で災害の教訓が根付いています。

そのため、子どもたちをはじめ全ての町民が、この地で生きた人々の教訓としての歴史・文化を学ぶことによって、“生き抜く知恵”を身に着けることを目指し、地域に根ざした防災学習やふるさと学習・体験等そのための機会創出に積極的に取り組んでいきます。

また、地域文化が次の世代へと語り継がれ、伝承されるために、語り部となる人材や、地域活動の中心となる若い世代の人材育成を進めていきます。

プロジェクト推進のための事業群

- | | | |
|-------------------------|------------------------|--------------|
| ○災害教訓の伝承 | ○防災、減災教育の推進 | ○実践的な防災訓練の推進 |
| ○豊かな体験活動推進事業（ふるさと教育の推進） | ○ふるさと学習会事業 | |
| ○ジュニアリーダー育成事業 | ○公民館講座等における地域学習講座の開催 | |
| ○伝統文化伝承活動支援事業 | ○文化財展示施設整備事業 | |
| ○復興関連アーカイブ事業 | ○都市公園事業（南三陸町震災復興祈念公園等） | |

※プロジェクト推進のための事業群については現在調整中であり、変更となる可能性があります。

LP-2 多様なコミュニティの再構築プロジェクト

— 地域で支え合うまちとなるために

【基本的な考え方】

居住地の高台移転に伴う住民ニーズの多様化・複雑化に、人口減少及び少子高齢化の進展が一層拍車をかける中で、これからのまちづくりは、地域の人々がお互いの生活を支え、子どもたちを見守るようなまちを目指していくことが重要です。

そのため、改めて縁側文化を大切にするとともに、再構築されるコミュニティと東日本大震災以前のコミュニティとを重層的に発展させ、様々な場面で町民同士の交流及びコミュニケーションが生まれるきっかけづくりに取り組んでいきます。

また、地域に応じた様々な課題に合わせて、柔軟なコミュニティの構築を可能とするために、継続的な話合いの場づくりを支援していきます。

加えて、地域のお祭りやイベント等の継続的な開催を通じて、世代を超えた交流の機会を創出することで、子どもたちの地域の一員としての自覚を育てていきます。

プロジェクト推進のための事業群

- | | |
|----------------------|----------------|
| ○被災地域交流拠点整備事業 | ○おらほのまちづくり支援事業 |
| ○公民館講座等における地域学習講座の開催 | ○協働教育推進総合事業 |

※プロジェクト推進のための事業群については現在調整中であり、変更となる可能性があります。

LP-3 交流人口の拡大プロジェクト

— 交流人口の拡大のために（地域のブランド化）

【基本的な考え方】

これからの本町のまちづくりにおいては、南三陸町という町は、各地からの多大な支援の上に成り立っているということを全ての町民が共通認識として持っていることが前提となります。本町を訪れる全ての来訪者に対して、町民が一体となり、地域として積極的に受け入れていくことが重要になります。

“おもてなし”の心を持った人の魅力に溢れる南三陸町として、地域の受け入れ体勢を築き上げるとともに、全国・全世界から交流人口を受け入れ、多くの南三陸ファンの創出を目指していきます。

プロジェクト推進のための事業群

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ○南三陸応援団推進事業 | ○訪日外国人旅行者誘致促進事業 |
| ○国内旅行者誘致促進事業 | ○各種イベント開催（復興・物産・観光交流） |
| ○観光キャンペーン推進事業 | ○体験型観光交流推進事業 |
| ○神割崎及び田束山等観光推進事業 | ○観光関係団体育成事業 |
| ○自然体験等インストラクター育成事業 | ○フィールドミュージアム活動推進事業 |
| ○総合的な受入体制の構築と普及活動の推進 | ○観光施設再生支援事業 |
| ○津波避難誘導標識設置事業 | |

※プロジェクト推進のための事業群については現在調整中であり、変更となる可能性があります。

LP-4 移住・定住人口の増加プロジェクト

一 移住・定住人口の増加のために

【基本的な考え方】

人口減少及び少子高齢化が進む中で、本町が将来にわたって賑わいのある地域社会を維持していくためには、交流人口の創出に加えて、移住・定住を促進していくことが求められます。

そのため、特に地域を支える世代となる若年層をはじめとした移住者の積極的な誘致を進めていくとともに、十分な居住地の確保等受け入れ体制の整備や、子育て環境の充実をはじめ定住を促すための各種事業を推し進めていきます。

プロジェクト推進のための事業群

- 移住・定住促進事業 ○待機児童解消推進事業
- 子ども・子育て支援給付事業 ○地域子ども・子育て支援事業
- 乳児保育事業 ○障害児保育事業 ○ひとり親家庭支援事業
- 放課後児童健全育成事業 ○子ども医療費助成事業
- コミュニティバス運行委託業務 ○児童生徒通学手段緊急確保事業
- へりポート整備事業 ○防犯灯整備事業 ○防災備蓄倉庫等整備事業

※プロジェクト推進のための事業群については現在調整中であり、変更となる可能性があります。

LP-5 南三陸ブランド構築プロジェクト

一 付加価値の高い産業へと転換するために

【基本的な考え方】

森・里・海をはじめとした本町の豊かな地域資源は、私たちの暮らし、生業に密接な関係を持ちながら過去から現在まで受け継がれてきました。本町の産業は、基幹産業である水産業をはじめとして、その多くがこれら豊かな地域資源によって支えられているものであり、一層の魅力向上に取り組んでいくことが不可欠となります。

そのため、東日本大震災からの復興を契機と捉えて、改めて各産業が、各種認証の取得や、トレーサビリティの導入等積極的に衛生向上に取り組み、消費者にとっての安心・安全な南三陸ブランドを作り上げ、「質」の高い産業への転換を目指していきます。

また、各種協力機関とともに、全ての産業が密な連携を取ることで、効果的な6次産業化の促進や裾野の広い事業展開、及び新たな販路の拡大等を目指し、足腰の強い地場産業を構築していきます。

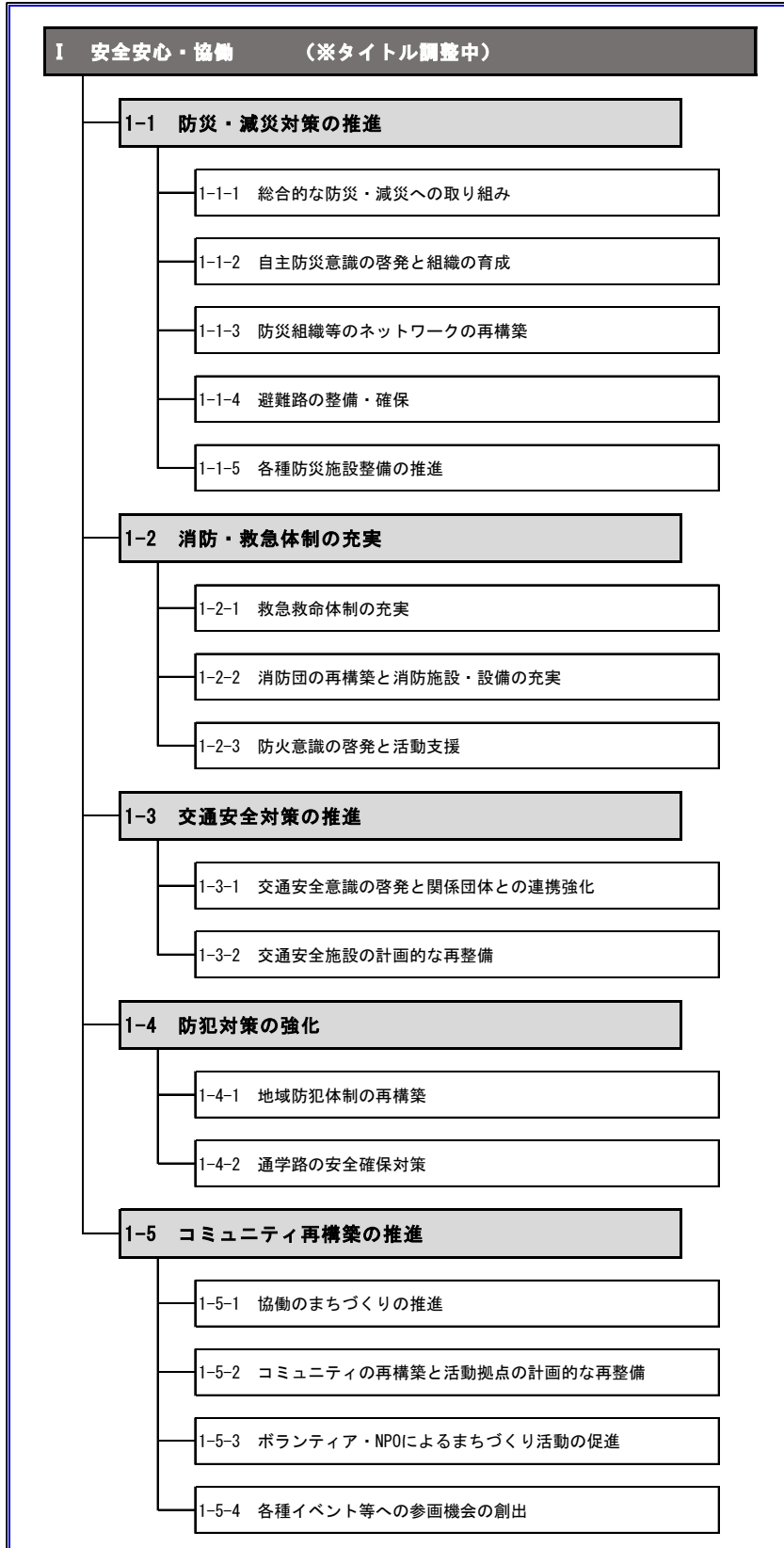
プロジェクト推進のための事業群

- 認定農業者育成事業 ○FSC 認証事業 ○フォレストック認定事業
- ASC 認証事業 ○トレーサビリティシステムの確立
- 農産物の販路拡大支援事業 ○水産物の販路拡大支援事業
- エコカレッジ事業 ○異業種連携事業 ○グリーン・ツーリズム農業活用事業
- ブルー・ツーリズム水産業活用事業 ○異業種間交流推進事業
- 農林水産物のブランド開発支援 ○商店街形成支援事業
- 漁業集落防災機能強化調査事業

※プロジェクト推進のための事業群については現在調整中であり、変更となる可能性があります。

第2章 個別政策

政策1 安全安心・協働（※タイトル調整中）



※政策に対応する分野名（安全安心・協働）については、政策分野の領域を示すキーワードであり、仮称となります。

※分野名と併せて記載される予定の政策タイトルについては現在調整中となります。

1-1 防災・減災対策の推進

1. 現状と課題

私たちは、平成23年3月に発生した東日本大震災により、想定外の事象に備えることの重要性を再認識させられました。今後の本町においては、例えば津波対策においては、最大クラスの津波を想定し、「逃げる」を基本としながらも、海岸施設整備等によって「防ぐ」ほか、住まいの高台移転や低地の土地利用規制等によって「安全な場所（高所）に暮らす」等といった「減災」の考え方を加え、ハード・ソフトともに有効な対策を組み合わせ、総合的に防災対策に取り組む必要があります。

また、災害発生時に生命や財産を守る上で第一に頼れる存在は自分自身、そして、家族や地域の住民です。町民個人が常日頃から、いざという時は「自分たちの身は自分たちで守る」という危機意識を持ち備えることが重要であり、これら意識の醸成と、加えて地域や町民による自主防災活動の強化について全町をあげて取り組む必要があります。

2. 基本事業

① 総合的な防災・減災への取り組み

自然災害をはじめ各種の危機から町民の生命・財産を守るため、全町的な危機管理体制の構築を推進します。

また、災害による被害を最小限とするために、住宅地の整備やエネルギーの安定供給に向けた取り組み、ほか自治体との相互応援体制の整備など、ハード・ソフト施策を有効に組み合わせながら総合的な取り組みを推進します。

② 自主防災意識の啓発と組織の育成

想定外の災害発生時においては、「自分たちの身は自分たちで守る」という大原則の下、教育や福祉に関わる関係機関と連携を図り、平常時から町民への防災意識の啓発を進めます。また、コミュニティの再構築に併せて、地域における自主防災組織の設立や活動、地区の防災計画の策定の支援を進めます。

③ 防災組織等のネットワークの再構築

防災対策をより効果的に推進するため、再構築されるコミュニティの中で、防災関係機関及び自主防災組織との確かなネットワークを構築するとともに、関係機関及び町民との協力・連携体制を確立し、外国人や観光客等にも配慮した取り組みを進めます。

④ 避難路の整備・確保

東日本大震災の教訓を踏まえつつ、津波避難誘導標識の設置及び復興拠点連絡道路・高台避難道路の整備、地域特性及び利用者等に配慮した具体的な整備、運用のルール構築を進めます。

また、高台移転による新たな住宅地の整備等、市街地の再編等に合せて計画的・体系的な道路の整備を進めていきます。

⑤ 各種防災施設整備の推進

台風、地震、津波、高潮等による被害を最小限に抑え、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害や、豪雨による河川の氾濫、住宅、道路等への浸水被害等を防止するため、各種防災施設

の整備を進めます。

3. 主要事務事業

① 総合的な防災・減災への取り組み

- 集落高台移転事業（防災集団移転促進事業）
- 志津川地区防災集団移転促進事業
- 自治体間との相互応援体制の構築
- 災害用備蓄事業
- エネルギー等供給複層化の推進
- 住宅・建築物安全ストック形成事業
- 南三陸町地域防災計画に基づく体制の整備
- 国民保護計画に基づく体制の整備
- 木造住宅耐震診断助成事業
- 木造住宅耐震改修工事助成事業
- 道路防災震災対策事業

② 自主防災意識の啓発と組織の育成

- 総合防災訓練事業
- 自主防災組織育成事業
- 自主防災組織啓発支援
- 各種媒体を通じた広報・啓発事業
- 地区防災計画モデル事業
- 自主防災組織相互連携強化事業

③ 防災組織等のネットワークの再構築

- 災害時要援護者支援体制構築事業（支え合いネットワーク事業）
- 広域消防との連携強化
- 防災関係機関との連携強化
- 自主防災組織との連携強化

④ 避難路の整備・確保

- 指定避難所・避難場所再指定事業
- 道路事業（復興拠点連絡道路・高台避難道路）
- 津波避難誘導標識設置事業
- 地区連絡道路整備事業
- 漁業集落防災機能強化事業
- 避難ルートの複数化

⑤ 各種防災施設整備の推進

- 防潮堤整備事業
- 防災備蓄倉庫等整備事業
- ヘリポート整備事業
- 海岸保全（高潮対策・侵食対策）事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

基本計画骨子案（個別政策）

- 津波・高潮危機管理対策緊急事業
- 県営砂防・治水ダム整備促進事業
- 県営急傾斜地崩壊対策事業
- 橋梁耐震調査の推進と補強等延命化対策事業

1-2 消防・救急体制の充実

1. 現状と課題

日常生活における安全で安心なまちを実現するためには、自然災害への備えだけでなく、火災に対する予防や火災発生時の初期消火体制の確立、また突然の病や事故等に迅速に対応するための救急体制の充実が重要となります。

本町を含む気仙沼本吉地域においては、昭和 47 年に気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部が設置され、広域的な消防・救急体制の整備が進められてきました。また、三陸縦貫自動車道の整備により、緊急時における都市部の高度医療施設との連携や災害時の支援体制の充実が進められています。

東日本大震災後においては、常備消防に関して、消防署が被災したため、今後消防署庁舎をはじめハード面の整備を充実していくとともに、広域連携の体制を築いていくことが求められます。

また、高台住宅団地への移転に伴いコミュニティの再構築に併せて消防団の再編成が必要となります。全国的な課題となっている消防団員の減少と高齢化は本町においても同様であり、若い人員の確保が求められます。

2. 基本事業

① 救急救命体制の充実

救急時に迅速に対応するため、医療機関及び広域消防との連携を強化するとともに、救急救命体制の充実に向けて、救急救命士や高規格救急車の配置や整備を進めます。

② 消防団の再構築と消防施設・設備の充実

消防団は、消火活動のほか様々な災害対策で重要な役割を担うため、自主防災組織とも連携し、新たなコミュニティに合った機能的な再構築を進めます。また、消火活動を迅速に実施し、延焼を防止するために消防施設・設備等の整備を計画的に進めます。

③ 防火意識の啓発と活動支援

火災予防・防火意識の向上を図るため、広報、啓発イベントを実施するとともに、消防団の再編成や婦人防火クラブの再生を促進し、関係機関との連携による火災予防活動を推進します。

3. 主要事務事業

① 救急救命体制の充実

- 医療機関、広域消防との連携強化（救急救命士、高規格救急車の配置等）

② 消防団の再構築と消防施設・設備の充実

- 消防団再編事業
- 南三陸町消防施設建設事業
- 各種研修・訓練等の実施
- 機械器具の点検
- 小型動力消防ポンプ付積載車購入事業
- 防火水槽設置（補修）事業

- 消化栓設置（補修）事業

③ 防火意識の啓発と活動支援

- 火災予防・防火に関する広報・啓発イベント事業
- 消防団及び婦人防火クラブによる火災予防運動
- 婦人防火クラブ連合会補助金交付事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

1-3 交通安全対策の推進

1. 現状と課題

本町では都市部に比べて重大な交通事故の発生は多くありませんが、全国的にみると、飲酒運転やスピード違反による悪質な交通事故が後を絶ちません。今後、観光・交流の活発化を目指していく中で、三陸縦貫自動車道の整備に伴い交通量の増加が予想されることや、高齢化に伴って高齢者ドライバーが増える等、新たな交通事故発生要因の増加が予想されます。

今後も、適切な交通安全施設の整備、補修を行っていくとともに、交通事故の防止を目的とした市街地や地域での高齢者や幼児、児童、生徒等の交通弱者に対する安全確保や交通安全対策をこれまで以上に充実させていくことが必要となります。

また、本町では、「交通安全は茶の間から」を合言葉に、長年にわたり取り組んできた交通安全関係団体の草の根的な活動の成果が着実に上がっていました。しかし、東日本大震災以降活動を休止している団体もあり、このような団体に対して適切な支援を行い、連携を深めていくことが必要となります。

2. 基本事業

① 交通安全意識の啓発と関係団体との連携強化

交通事故を防止するため、町民の交通安全に対する意識の向上を目指し、各種広報活動を行います。特に児童・生徒については、復興に伴う通学環境の変化に対応するとともに、登下校時の交通安全意識強化に向けた指導に努めます。また、高齢者の事故を防ぐための啓発にも取り組みます。

加えて、交通安全対策を効果的・効率的に推進するため、再整備された町に併せて交通安全計画を改定し、交通安全関係団体との連携・支援を図りながら、各種事業を展開します。

② 交通安全施設の計画的な再整備

交通事故を防止するため、高台住宅団地を中心として、歩行者や交通量の多い道路、通学路、各施設及び町外へのアクセス道路等へ交通安全施設を設置します。

3. 主要事務事業

① 交通安全意識の啓発と関係団体との連携強化

- 交通安全教室開催事業
- 交通安全街頭指導事業
- 交通安全啓発イベント事業
- 交通安全関係団体との連携強化

② 交通安全施設の計画的な再整備

- 交通安全施設整備事業
- 安全マーク（止まれ）設置事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

1-4 防犯対策の強化

1. 現状と課題

全国的に幼児・児童・生徒を対象とした犯罪や、また彼ら自身が加害者となるような犯罪が深刻化しています。本町においても、東日本大震災後の近年も一定の犯罪が発生しており、また犯罪の形態も時代とともに変化してきています。

行政における防犯対策は、地域安全指導員による防犯パトロールの実施や啓発活動、防犯灯の整備等を進めていますが、地域において犯罪を抑止するためには、地域住民、行政、防犯団体の連携により町内の隅々まで見渡す地域の目が行き渡っていることが重要です。

本町においては、高台住宅団地への移転に伴い、コミュニティが再構築される中で、地域住民や防犯団体等が確実に連携し、犯罪を見逃さない防犯体制の形成を目指していくことが求められます。

2. 基本事業

① 地域防犯体制の再構築

犯罪の発生を抑止するため、防犯関連団体との連携の強化や町民への意識啓発、自主的な防犯組織の創設・活動支援に努めます。

また、夜間における住民及び通行者の安全安心確保のために、防犯灯整備を進めます。

② 通学路の安全確保対策

全国的に児童、生徒が登下校時に犯罪や交通事故に巻き込まれるケースが増加しています。また本町においては住宅の高台移転により通学環境の変化が生じ、地域における安全確保に注意が必要になります。児童・生徒の安全の確保のため、通学路における防犯関連施設の整備を推進するとともに、地域住民及び防犯関連団体との連携を強化します。

3. 主要事務事業

① 地域防犯体制の再構築

- 地域防犯活動促進事業
- 防犯灯整備事業
- 防犯協会補助金交付事業
- 防犯関係団体の育成及び連携強化（ネットワーク構成）

② 通学路の安全確保対策

- 民間ボランティアによる街頭指導事業
- （通学路）防犯灯設置事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

1-5 コミュニティ再構築の推進

1. 現状と課題

少子高齢化及び人口減少が深刻化し、一方で町民ニーズが多様化・複雑化している中で、行政運営において、生活に身近な地域コミュニティが担う役割はもはや不可欠なものとなっています。高齢者介護や子育て支援等、行政の取り組みや民間市場によるサービスだけでは個々のニーズに対応できない状況にあり、これからの地域社会が持続していくためには、住民相互が助け合う社会の構築が必須となります。

また、東日本大震災後の本町においては、高台住宅団地への移転に伴ってコミュニティが再構築されることとなりますが、震災前のコミュニティの全てを失ったわけではないことを認識し、新たなコミュニティと震災前のコミュニティそれぞれについて、重層的につながりを広げていくことが求められます。

これらのことから、生涯学習センターや公民館等を核とした地域コミュニティ活動支援のための仕組みづくりと、自立や地域課題の解決に向けた住民自治を促進していくことが重要となります。そのためには、庁内連携を強化し推進していくとともに、またこれら施設の整備・充実も求められています。

2. 基本事業

① 協働のまちづくりの推進

まちづくりは行政と町民が一体となって進めるものであることを再確認し、そのための仕組みづくりと、住民自治意識の高揚を進めます。

② コミュニティの再構築と活動拠点の計画的な再整備

復興によりコミュニティが再構築される中で、町民が主体的にまちづくりに関わることのできる仕組みを作り、地域課題を自ら解決することのできる主体性・持続性のある地域コミュニティ活動を促進します。また、コミュニティ活動拠点の再整備を進めます。

③ ボランティア・NPOによるまちづくり活動の促進

復興後も引き続き、自主的なまちづくり活動を行うボランティア組織や NPO 団体等を積極的に受け入れ、効果的に連携していくとともに、まちづくり活動に取り組みやすい環境づくりを推進します。

④ 各種イベント等への参画機会の創出

各種イベントやまちづくり活動等の各ステージにおいて、町民が交流する機会を創出し、ふるさと意識の共有を促進していくとともに、様々な理由で町外に出て行った人たちが毎年必ず戻ってきたいと思えるような、本町ならではの特色あるイベント開催を推進していきます。また、活力ある豊かなふるさととしての良好な環境づくりを行っていきます。

3. 主要事務事業

① 協働のまちづくりの推進

- おらほのまちづくり事業
- 復興まちづくり協議会運営支援事業（住民合意形成促進事業）

② コミュニティの再構築と活動拠点の計画的な再整備

- 被災地域交流拠点整備事業（地区集会施設整備・復旧）
- 社会教育施設等整備事業
- 被災地域コミュニティセンター等備品整備事業
- 防災集団移転団地集会所備品等購入事業

③ ボランティア・NPOによるまちづくり活動の促進

- NPO受け入れ環境の整備
- 地域福祉団体等の育成と支援事業
- ボランティアネットワーク構築事業
- 応援自治体やボランティア等との交流

④ 各種イベント等への参画機会の創出

- おらほのまちづくり事業（再掲）
- 農山村地域活性化推進対策事業
- 豊かなふる里保全整備事業
- 公民館講座等における地域学習講座の開催
- 復興応援大使事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

政策 2 産業振興・自然環境・生活環境

（ ※タイトル調整中 ）

II 産業振興・自然環境・生活環境（※タイトル調整中）	
2-1	中心市街地の形成
2-2-1	中心市街地の整備促進
2-2	農林業の振興
2-2-1	農地の保全と活用
2-2-2	農業経営の維持・改善と担い手の確保
2-2-3	安全・安心な農業の確立と地元消費の拡大
2-2-4	計画的な森林整備の推進と森林資源の有効活用
2-3	水産業の振興
2-3-1	資源管理型漁業の推進
2-3-2	水産業基盤施設の整備
2-3-3	漁業関連団体の支援と連携強化
2-3-4	漁場環境の保全
2-3-5	地産地消の推進
2-4	商工業の振興
2-4-1	商工会との連携強化と商店街活性化の支援
2-4-2	地元既存企業の支援
2-4-3	企業誘致の促進
2-5	観光交流の振興
2-5-1	観光資源の整備・活用
2-5-2	観光地域づくりの推進・活用
2-5-3	地域資源を活用した交流事業の推進
2-5-4	感謝・絆プロジェクトの推進
2-5-5	国内外タウンプロモーション事業の推進
2-6	雇用対策の充実・起業等の支援
2-6-1	関係機関、企業連携による雇用の確保
2-6-2	高齢者の就業支援
2-6-3	若年労働者支援
2-6-4	産官学金連携による起業支援
2-7	資源循環型社会の形成
2-7-1	資源循環型社会形成の推進
2-7-2	地球温暖化対策の推進
2-7-3	河川・海域環境の保全
2-7-4	森林環境の保全
2-8	生活衛生環境の充実
2-8-1	公衆衛生活動の推進
2-8-2	廃棄物等の効率的・適正な処理の推進
2-8-3	ごみ処理施設の整備・検討
2-8-4	環境美化活動の推進
2-9	環境と調和した快適な住環境の整備
2-9-1	町営住宅の環境の維持向上
2-9-2	高齢者・障害者住宅の充実
2-9-3	安全安心の住宅整備
2-10	道路・公共交通網の充実
2-10-1	広域交通網の整備促進
2-10-2	適切な道路維持管理・整備の推進
2-10-3	公共交通網の充実
2-11	安全で安定した水の供給
2-11-1	上水道事業の確立
2-12	計画的な土地利用の推進
2-12-1	環境保全と開発が調和した土地利用の推進
2-12-2	町の魅力・活力を創造する拠点ゾーンの土地利用
2-12-3	特定区域の能動的な土地利用の誘導

※政策に対応する分野名（産業振興・自然環境・生活環境）については、政策分野の領域を示すキーワードであり、仮称となります。

※分野名と併せて記載される予定の政策タイトルについては現在調整中となります。

2-1 中心市街地の形成

1. 現状と課題

地域社会が、地域経済や活力が持続するまちとして、なりわいと賑わいを創出・維持するためには、各産業の発展に加えて、町内の人々が集い、また町外から多くの人々が訪れることにより、様々なコミュニケーションが生まれる交流の場が不可欠となります。

本町においては、東日本大震災の津波により、商店街をはじめとした多くの交流拠点が流失しました。現在は、仮設の商店街の運営等により対応していますが、将来にわたってなりわいと賑わいを維持していくためには、各拠点の早急な復旧が必要となります。

そのため、町内外から人々が集う魅力ある交流拠点として、志津川地区や歌津地区をはじめとした計画的な整備を促進していくことが必要となります。

2. 基本事業

① 中心市街地の整備促進

志津川地区や歌津地区をはじめとして、町内外の人々が集い、コミュニケーションが生まれる場として魅力ある交流拠点の形成を進めていきます。

3. 主要事務事業

① 中心市街地の整備促進

- 商店街形成支援事業
- 志津川被災市街地復興土地区画整理事業（都市再生区画整理事業）
- 伊里前地区中心市街地整備事業
- 地域交流拠点・形成支援事業
- まちづくり会社設立支援事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

2-2 農林業の振興

1. 現状と課題

本町の農業は、中山間地域により山間峡隘な傾斜地が多く、一戸当たりの経営面積も少ないため、水稻を主体とする施設園芸、畜産との複合経営を中心に農業生産を展開してきました。東日本大震災の津波により被災した農地については、瓦礫や堆積物の撤去及び除塩等の復旧を行うとともに、圃場整備事業により生産基盤の強化と生産関連施設の復旧に取り組んでおり、農業生産力の向上と営農環境の整備、農地の集団化を進め、担い手への利用集積や農業機械の共同利用化を図っていくことが重要になります。

また、農産物の輸送コストや鮮度等の観点からみても地場農産物の地元消費への期待が高まっているため、直売所や学校給食等における消費拡大や付加価値の高い農産物の生産を積極的に推進していくことが求められます。

林業については、現在は輸入木材の影響等による国内木材価格の低迷や、後継者不足等により施業管理が滞っている森林が多く見られることが課題となっています。森林面積が町土面積の約80%を占める本町としては、南三陸杉の特性を生かし、これからも森林資源の有効活用とブランド化を図っていくことは不可欠であり、FSC等の認証制度を活用した適正な森林管理及び森林経営を計画的に進めるため、林道作業道網を整備し、森林が持つ多様な公益的機能を発揮させるとともに、林業所得を向上させる必要があります。

2. 基本事業

① 農地の保全と活用

長期的展望に立った農地の運用・管理を図るため、農業者や農業委員会等関係者との連携を強化し、農用地の流動化と集積を促進するとともに、地域農業との調整を図り、農地の高度利用を推進します。特に中山間地域の担い手不足が見込まれる集落においては、農地貸借による経営規模拡大と併せて、集落営農・法人化を促進し農作業受委託による実質的な農作業拡大を図ります。加えて、中山間地域特有の土地条件から畑地に適さない丘陵地を草地として活用しながら、畜産を主体とした複合経営農業の効率的で安定的な発展を図ります。

② 農業経営の維持・改善と担い手の確保

受委託体制の確立及び農地の集約・集積を図り、農作業の効率化を進めるとともに、経営所得安定対策に対応した転作作物の選定を推奨し、品種改良による高収益化や新規作物の導入を推進します。加えて、この土地の農業に関心を持ち、新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくため、関係機関等が連携し就農相談から就農、経営定着の段階までのきめ細やかな支援体制を整えます。

③ 安全・安心な農業の確立と地元消費の拡大

安全・安心志向の消費者ニーズの高まりに対応し、資源循環型農業等を進めることで、無農薬・有機栽培等、環境にやさしい農業への取り組みを促進するとともに、水質汚濁、土壌汚染及び農業用廃プラスチック類の処理等の問題への対応を図り、環境への負荷を低減する農業の確立を目指します。また、生産者主体の産地直売活動による消費者との交流

やグリーン・ツーリズム農業体験等を通じ、地場農産物の利活用を促進させ、地元消費を拡大します。

④ 計画的な森林整備の推進と森林資源の有効活用

林業経営の安定と所得確保による林業振興を図るため、適正かつ計画的な森林管理（間伐、病虫害防除）を実施して良質な木材生産を推進し、FSC 認証による南三陸杉のブランド化を確立します。また、間伐材等の森林資源の有効活用を推進し、広葉樹への樹種の転換も図りながら、町土の保全、水資源の涵養等を図るとともに、バイオマスエネルギーの利活用も促進し、循環型社会を構築します。

3. 主要事務事業

① 農地の保全と活用

- 農山漁村地域復興基盤総合整備事業
- 多面的機能支払交付金事業
- 液肥普及活動事業
- 農業施設災害復旧事業
- 東日本大震災農業生産対策事業
- 有害鳥獣被害防止事業
- 中山間地域等直接支払交付金事業
- 遊休農地活用事業
- 農業振興計画作成事業
- 農地流動化推進事業
- 家畜改良増殖事業
- 農道整備事業
- ふるさと水と土保全対策事業

② 農業経営の維持・改善と担い手の確保

- 天災資金利子補給（農林業）
- 園芸特産重点強化整備事業
- 被災地域農業復興総合支援事業
- 経営再開マスタープラン作成事業
- 営農再開支援利子補給事業
- 農地利用集積事業
- 受委託奨励事業
- 農業機械共同利用奨励事業
- 集落営農推進事業
- 農業後継者育成対策事業
- 認定農業者育成事業
- 経営所得安定対策等推進事業
- 特定農業法人等受け入事業
- 農産物の販路拡大支援事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

③ 安全・安心な農業の確立と地元消費の拡大

- ポジティブリスト制度への対応
- 廃プラスチック適正処理事業
- グリーン・ツーリズム農業活用事業
- 地産地消推進事業
- 農産物産直支援事業
- 食育推進事業

④ 計画的な森林整備の推進と森林資源の有効活用

- 南三陸材利用促進事業
- 町有林保育事業
- 木質バイオマス利活用推進事業
- フォレストック認定事業
- FSC 認証事業
- 宮城の松林健全化事業
- 森林経営計画の推進支援事業
- 森林環境保全整備事業
- 素材生産販売事業
- 森林病虫害防除事業
- 林道整備事業
- 森林公園等整備事業

2-3 水産業の振興

1. 現状と課題

東日本大震災後に大きく落ち込んだ水揚げは徐々に回復しているものの、魚市場の水揚げの割合の大きいシロサケは来遊予測が難しいものとなっています。また、津波で洗われた磯根資源も、ウニの繁殖に海藻の繁茂が追いつかず磯焼け状態になっているところもあります。有用な資源とならないものについては、肥料化試験を経て農地への散布を行い、豊かな大地、土壌づくりに貢献しています。このような資源構成・資源管理を通じ、地場産品のブランド化につなげるとともに、また採取・漁獲のみに頼らず、資源や環境を守りながら生産の質を高めていくことが重要となります。

また、震災以降放射能汚染により生鮮食品の安全性への関心が高まっていることから、消費者の目は一層厳しくなっています。そのため、本町においては安全・安心な食品を求める声に応えるとともに、HACCP 対応やトレーサビリティの確立にも努めています。水産加工施設の復旧が進み、ASC 認証の取得に向けての取り組みも進めています。南三陸町ブランドの確立を目指しつつ、輸出も視野にいたした対応に取り組み、今後とも本町の産業を牽引していくことが求められます。

加えて、現在は、復興支援で来町されているボランティアとともに、生産の現場を知る機会の創出のため、漁業体験を通じたブルー・ツーリズムの構築を行っています。今後も関係団体との連携を図りながら、一層の取り組みを進めていくことが必要となります。

このほか、水産業を振興するに当たっては、生産者が働きやすい就労環境づくりや意欲ある担い手を確保するためにも作業所等の施設の改善が求められます。被災後現在の漁港施設では漁業就労活動に支障をきたすことも少なくありません。そのため、漁港施設の改修や維持修繕等により、漁港機能を保全することも重要となります。

2. 基本事業

① 資源管理型漁業の推進

漁獲する水産物の枯渇を防止するため、「つくり育てる漁業」の更なる発展を支援し、種苗の生産や中間育成等の水産動植物の増殖及び養殖に資する場を創造する「豊かな海づくり」を推進することで、安定した漁業経営の推進を図ります。

② 水産業基盤施設の整備

被災した水産業基盤施設の復旧のみならず、東日本大震災で失った販路の回復のために、高品質で確かな南三陸ブランドを確立するため、トレーサビリティシステムの構築及び衛生機能の高度化に努めます。

③ 漁業関連団体の支援と連携強化

漁協等の水産関連団体を直接・間接的に支援するとともに、行政との連携を一層強化することにより、水産業全般の活性化を図ります。また、児童・生徒等を対象とした漁業体験や水産加工体験を通して水産業に対する興味・関心を高めていくとともに、若年層を対象として水産業の魅力を PR すること等により、漁業後継者の確保を支援します。

④ 漁場環境の保全

海域の環境資源等の総合的な調査を進め、漁業者だけではなく町民全体の取り組みとして、生産あるいは学習の場である豊かな海洋資源を保全していきます。

⑤ 地産地消の推進

商業、飲食業、宿泊業、農林業等の異業種との連携や地元消費の拡大につながるイベントの開催等により、地元水産物への関心や消費意欲を町内外に高めることで、海の恵みの消費拡大を推進します。また、児童・生徒等を対象とした漁業体験や水産加工体験を通して、水産業に対する興味・関心を高めていくとともに、関係機関との連携強化により、食育・魚食普及等を通じた南三陸ブランドの推進をします。

3. 主要事務事業

① 資源管理型漁業の推進

- 養殖業・漁船漁業等再生支援事業
- シロサケふ化放流事業
- 水産種苗放流事業
- 志津川湾海藻群落再生支援事業
- ヒラメ、アサリ等の各種水産物の種苗生産、中間育成事業
- 種苗生産、中間育成事業
- アワビ稚貝放流事業

② 水産業基盤施設の整備

- 水産関連施設整備支援
- 水産加工場等施設整備事業
- 水産加工場用地塩水取配水施設整備事業
- 漁港施設機能強化事業
- シロサケふ化場整備事業
- サケふ化場運営事業
- 卸売市場施設復興事業
- 卸売市場運営事業
- 漁港施設等災害復旧事業
- 農山漁村地域整備交付金事業
- 漁業集落防災機能強化事業（再掲）
- 漁村再生交付金事業
- 漁港改良助成事業
- 市場における海水処理施設整備
- カキ処理場等施設整備事業
- トレーサビリティシステムの確立

③ 漁業関連団体の支援と連携強化

- 漁業関連団体の支援と連携強化
- 水産災害対策資金利子補給事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

- 水産物の販路拡大事業
- 漁業近代化資金利子補給事業
- 漁業後継者確保対策事業

④ 漁場環境の保全

- エコカレッジ事業
- 漁業集落排水施設撤去事業
- 志津川湾海藻群落再生支援事業（再掲）
- 志津川湾環境調査事業
- 水産物水揚状況調査事業

⑤ 地産地消の推進

- 地産地消推進事業（再掲）
- 志津川湾おすばて祭り等の開催
- 異業種連携事業

2-4 商工業の振興

1. 現状と課題

少子高齢化の進行や長引く経済不況と、東日本大震災による暮らしへの影響は、未だに続いています。復興により生活を取り巻く状況が変化している中で、商工業は町民の就労や所得の確保等、日々の暮らしを支える基盤であり、まちの活力を創出し、賑わいをもたらす原動力となります。

また、地域産業の中でも、小売業、サービス業の集積する商店街は、日常生活における買い物やコミュニティの場として欠かせない生活基盤となるものです。現在は、仮設の商店街が運営されていますが、早急な商店街の再生が求められており、今後低地部の嵩上げ造成地に、志津川地区及び伊里前地区の商店街が本設されることとなっています。

商店街がこうした機能を十分に果たしていくためには、個々の商店の魅力づくりによる集客の向上を図るとともに、今後、居住場所が高台へと移っていく中で、日常の買い物における利便性確保のための検討を行っていきます。

また、製造業をはじめとした企業の誘致についても、その雇用の確保や地域経済の再生から、積極的に進めていく必要があります。企業側の求める進出条件等の情報を収集しながら、本町の特性にあった企業の誘致を、あらゆる機会を捉えて推進していくことが重要となります。また、雇用に伴う住空間の確保についても必要となります。

2. 基本事業

① 商工会との連携強化と商店街活性化の支援

商工業者に対する経営、金融、税務面等の指導・相談を通して、経営の安定が図られるよう、町内商工業者の中核団体である商工会やまちづくり会社との連携を強化するとともに、町の賑わいを創出する仕組みづくりに協働で取り組みます。

② 地元既存企業の支援

金融機関との協調による支援策や町独自の支援制度の活用により企業経営の安定向上を図ることで足腰の強い産業を育成し、雇用の確保と地域活性化を促進します。

③ 企業誘致の促進

復興後の本町の活力を上げるため、企業の進出条件や業界の情報を収集しながら誘致業種を絞り、優遇措置や用地及び関連施設情報のデータベース化を促進する等受け入れ体制の整備を推進します。

3. 主要事務事業

① 商工会との連携強化と商店街活性化の支援

- 商店街形成支援事業
- 伊里前復興まちづくり加速化事業
- 志津川被災市街地復興土地区画整理事業（都市再生区画整理事業）（再掲）
- 商工会運営支援事業

② 地元既存企業の支援

- 企業立地奨励事業

- 漁港施設用地企業立地奨励事業
- 中小企業振興資金融資あっせん事業
- 中小企業振興資金利子補給事業

③ 企業誘致の促進

- 企業立地奨励事業（再掲）
- 漁港施設用地企業立地奨励事業（再掲）
- 中小企業振興資金融資あっせん事業（再掲）

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

2-5 観光交流の振興

1. 現状と課題

近年の本町を訪れている観光客数は、復興の進捗とともに、一時的には東日本大震災以前の水準に戻りつつあったものの、時間の経過や震災の風化とともに、緩やかな減少傾向にあり、現在は年間75万人程度で推移しています。

本町には、優れた自然景観と全国に誇れる水産物や農産物等の質の高い地域資源の魅力に加え、震災から復興を目指すプロセスや地域のなりわいそのものが新たな資源となっていることから、地域全体をフィールドに「ヒト・モノ・コト」を最大限に活用した南三陸ならではの交流事業を展開し、地域の活性化とともに交流人口の拡大につなげていくことが必要となります。

そのためには、地域・企業・産業団体等の連携を密にし、地域における観光資源を磨き上げるとともに、経済活動の活性化や若年世代の新たな雇用の場の創出等、観光交流による地域への波及効果の共有や交流事業の担い手、組織の育成が重要となります。

また、観光交流を地域づくりの手段として位置づけ、持続可能な取り組みとして確立させていくため、新たな観光戦略を機動的に展開できるプランの策定と、民間が主体となった体制づくりも重要な課題となっています。

2. 基本事業

① 観光資源の整備・活用

南三陸の代表的な景勝地である神割崎や田東山、人工海水浴場サンオーレ袖浜、宿泊施設等の観光施設の適正な管理を図るとともに、地域の観光資源を再発掘することにより、交流人口の拡大や地域経済への波及効果を高めます。

② 観光地域づくりの推進・活用

着地型プログラムや各種イベント等を通して構築された交流事業に関わる地域ネットワークの魅力を、柔軟かつ機能的に活動できるように、町観光協会や関連団体等との連携強化に努めます。

また、今後更なる地域活性化を図るため、地域住民が関わる交流事業やイベント等の活動の場を広げ、継続した事業推進と人材育成を通じた交流産業の確立につなげていきます。

③ 地域資源を活用した交流事業の推進

本町の魅力的な地域資源を活用して、ブルー・ツーリズムやグリーン・ツーリズム等をはじめとした自然体験プログラムを展開するとともに、教育旅行や研修旅行等の誘致を推進します。

また、6次産業化という考えの下、観光業が地域経済の活性化を牽引する姿を構築していくことが重要となることから、その担い手となる人材育成に取り組みます。

④ 感謝・絆プロジェクトの推進

東日本大震災から生まれた多くの人的ネットワークについて、将来的な地域支援の母体及び活力として継続した関係性を構築することを目的に、福祉と交流の融合を目指した新たな事業を展開します。

⑤ 国内外タウンプロモーション事業の推進

新たな市場・ターゲットの開拓を目指し、東日本大震災をきっかけに縁が生まれた国や自治体からの誘致を視野に、積極的な誘致プロモーションを展開していきます。また、国や県も過去最多となる訪日外国人客の入れ込みの状況等から、市場拡大を目指す方向性があり、この時期を重視し戦略的な受け入れ整備を行っていきます。

3. 主要事務事業

① 観光資源の整備・活用

- 人工海水浴場周辺環境整備事業
- 町内各種案内の多言語化推進事業
- 公衆無線 LAN 整備事業
- 観光施設再生支援事業
- 神割崎及び田東山等観光推進事業

② 観光地域づくりの推進・活用

- 多言語会話講座推進事業
- 観光地域ブランド確立のための体制整備事業
- 観光関係団体育成事業
- 観光施設、産業関連事業者ネットワーク形成事業
- 地域プラットフォーム体制整備事業
- 観光地域づくり担い手育成事業

③ 地域資源を活用した交流事業の推進

- 各種イベント開催（復興・物産・観光交流）
- 観光キャンペーン推進事業
- 町外の観光物産展の開催及び参加
- 自然体験等インストラクター育成事業
- 体験型観光交流推進事業
- グリーン・ツーリズム農業活用事業（再掲）
- ブルー・ツーリズム活用水産業事業
- 総合的な受入体制の構築と普及活動の推進
- フィールドミュージアム活動推進事業

④ 感謝・絆プロジェクトの推進

- 南三陸応援団推進事業
- 交流イベント事業
- 地域振興に係る支援活動のマッチング事業

⑤ 国内外タウンプロモーション事業の推進

- 訪日外国人旅行者誘致促進事業
- 国内旅行者誘致促進事業
- 観光案内看板整備事業
- 総合観光案内所設置事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

- ガイドブック等作成事業
- 観光キャンペーン推進事業（再掲）

2-6 雇用対策の充実・起業等の支援

1. 現状と課題

深刻化する人口減少への対策として、町民の定住促進や、町外からの移住希望者を受け入れるためにも、町内における雇用の確保が大前提となります。現在は復興に係る土木建築関連や水産関連産業の雇用が大半を占めていますが、その後の雇用の安定確保が重要な課題となっています。今後は、三陸縦貫自動車道が順次延伸供用される中で、志津川低地部の市街地をはじめとして積極的な企業誘致を行い、賃金を含めた健全な労働環境を育むとともに、労働需要を創出することが急務となります。

また、今後高齢化が進行していく中で、高齢者がいつまでも自立した生活を続け、就労を通して生きがいを感じ、いつまでも地域の一員として地域と交わり社会に参加できるよう、高齢者向けの雇用も確保していくことが求められます。

加えて、国際化が進展し産業が一層グローバル化していく中で、本町においてもその影響は避けられず、厳しい競争にさらされても勝ち残れる足腰の強い地域産業を構築していくことが求められます。そのため、本町の地域特性に適した地場企業とは何かを見極め、関連する起業・創業支援について積極的に取り組んでいくことが重要になります。

2. 基本事業

① 関係機関、企業連携による雇用の確保

復興完了後の安定的な雇用を確保するため、関係機関及び企業と連携し、就職に結びつくよう円滑な紹介活動を実施します。

② 高齢者の就業支援

高齢者の知識や技能を必要とする就業の提供体制を整備するとともに、ボランティア活動をはじめとする様々な社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上を図るため、シルバー人材センターの再建に向けた取り組みを支援します。

③ 若年労働者支援

地元企業への就職を希望する新規学卒者等に対して、地元企業をはじめ各産業団体との連携強化による就業先の紹介、あっせんにより、若年者の雇用拡大を図ります。また、中学校、高等学校等との連携のもと、就業体験等による若年者の就業意識の醸成に努めます。

④ 産官学金連携による起業・創業支援

産業界や大学、金融機関等と連携した地域資源を活用した商品の開発、事業化に向けた継続的な支援を行い、競争に負けない足腰の強い企業を町内から育てていきます。

3. 主要事務事業

① 関係機関、企業連携による雇用の確保

- 緊急雇用創出事業
- 無料職業紹介事業
- 新規学卒者雇用促進奨励事業

② 高齢者の就業支援

- シルバー人材センターの再建支援

③ 若年労働者支援

- 新規学卒者雇用促進奨励事業（再掲）
- 就業体験推進事業

④ 産官学金連携による起業・創業支援

- 起業支援事業
- 関係機関との連携による起業・創業支援

※主要事務事業については、今後
財源の調整により見直す可能性
があります。

※最終的な計画書とする際には、
掲載する主要事務事業を今より
も絞り込む予定です。

2-7 資源循環型社会の形成

1. 現状と課題

本町においては、町、事業者及び町民の協働によって、豊かで恵まれた自然環境の保全及び創造に取り組むことを目的に、平成 17 年度に環境基本条例を制定し、平成 21 年度には「環境基本計画」を策定して取り組みを進めてきましたが、東日本大震災を受け状況は大きく変化しています。

そのため、津波被害や復興まちづくりの推進による変容を的確に捉えつつ、今後の持続的な生活と地域社会を再構築していくための見直しを行い、具体的な地域の環境保全及び環境問題の解決に向けて総合的かつ計画的に施策を推進していくことが必要となります。

また、本町では平成 25 年度に「南三陸町バイオマス産業都市構想」を掲げ、災害にも強いエネルギー源の確保や地域にあるバイオマス資源を有効活用するシステムを整え、人と環境にやさしく災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

2. 基本事業

① 資源循環型社会形成の推進

本町における資源循環型社会の形成を目指し、環境負荷の低減、リサイクルの推進等に取り組むために、町民及び企業への環境循環型社会に対する意識啓発や廃棄物の減量、資源の循環的な利用を推進していきます。例えば休耕地等における太陽光発電等、自然エネルギーに対して町内資源の有効活用を検討していきます。

② 地球温暖化対策の推進

津波被害や復興整備による環境変化を的確に捉え、今後の持続可能な生活と地域社会の構築を目指すとともに「地球温暖化対策実行計画」の見直しを進めます。

③ 河川・海域環境の保全

河川・海域の水質汚濁は、町民生活や自然の生態系に大きな影響を及ぼす恐れがあることから、適切な水質の監視体制を再構築するとともに、定期的な水質検査を実施していきます。また、汚水処理施設の整備を促進し、公共用水域に排出される生活雑排水の適正な処理を推進します。加えて、河川愛護活動への支援も積極的に進めていきます。

④ 森林環境の保全

森林が本来持っている水源涵養機能等の公益的機能を保全するため、保育、間伐等による森林環境の適切な維持管理に努めます。また、森林環境保全の担い手不足を踏まえ、人材の確保と適正に維持管理していくための仕組みを構築していきます。

3. 主要事務事業

① 資源循環型社会形成の推進

- 一般廃棄物処理基本計画の策定
- バイオガス事業の推進
- 循環型社会形成推進交付金事業（浄化槽設置事業）
- 環境基本計画策定事業
- 資源循環型社会形成 PR 事業

- 資源循環型社会推進地域計画策定調整事業
- 環境に関する研修会等の事業
- 環境学習等における廃棄物処理施設見学等研修受け入れ事業

② 地球温暖化対策の推進

- 公共施設における再生可能エネルギー等導入事業
- 省エネルギー対策推進事業
- 住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業
- 地球温暖化対策実行計画策定事業

③ 河川・海域環境の保全

- 公共土木施設災害復旧事業（河川）
- 下水道整備事業
- 河川、海域の水質検査事業
- 循環型社会形成推進交付金事業（浄化槽設置事業）（再掲）
- 計画的なし尿収集業務の推進
- 市街地排水路整備事業
- 低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業
- 下水道処理区域内住宅等の高台移転に係る補助事業

④ 森林環境の保全

- 自然環境活用センターの復旧整備推進
- 森林環境保全整備事業（再掲）
- エコカレッジ事業（再掲）

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

2-8 生活衛生環境の充実

1. 現状と課題

本町においては、これまで衛生組合長等との連携強化を通じて、ごみ分別の徹底や公衆衛生の普及を進めてきました。住宅の高台移転後も引き続き地区ごとの主体的な公衆衛生活動を支援していく必要があります。また、騒音、振動、悪臭等の公害の発生防止に向けて、発生原因の除去等各種の取り組みを推進する必要があります。

加えて、生活排水の処理については、東日本大震災により下水道や集落排水処理施設が使用できなくなった地域での合併浄化槽の普及を促進するとともに、老朽化したし尿処理施設の適正な維持管理と適切な維持補修が必要となります。

一方、現在本町では最終処分場やごみの焼却施設を有していないことから、一般廃棄物の焼却を気仙沼市に、焼却灰の最終処分を県外の民間施設に、それぞれ委託をしています。一層のごみの減量とリサイクルの推進に取り組むとともに、今後は町内の廃棄物処理関連施設の再整備を含めた廃棄物処理体制の検討を行う必要があります。

2. 基本事業

① 公衆衛生活動の推進

町の公衆衛生の向上を図るため、衛生組合長等との連携の下、町民の主体的な公衆衛生活動を支援します。また、住宅の高台移転に伴い、地区ごとの主体的なゴミ分別等の体制づくりを進めていきます。

② 廃棄物等の効率的・適正な処理の推進

近隣自治体でのごみの焼却や最終処分の量を減らすため、ごみ発生量の抑制とリサイクルの推進に取り組みます。

また、東日本大震災で下水道や集落排水処理施設が被災し、用途を廃止した地域での合併浄化槽の普及を推進します。なお、浄化槽汚泥やし尿を処理している衛生センターの老朽化が進んでいるため、適切な維持補修を行うとともに、増加が見込まれる浄化槽汚泥の適正な処理に努めます。

③ ごみ処理施設の整備・検討

平成 14 年まで焼却処理を行っていたクリーンセンター内の焼却炉等の解体撤去と老朽化したごみ中継施設の整備について検討します。

また、燃えるごみの焼却処理等に伴い発生する焼却灰等の最終処分場について、検討します。

④ 環境美化活動の推進

町民が自主的に行う環境美化活動を支援し、本町のクリーンイメージを町内外に PR するとともに、自然愛護思想の普及を図ります。

3. 主要事務事業

① 公衆衛生活動の推進

- 環境美化活動の推進
- 市街地等における騒音調査事業

- 騒音、振動関係特定施設設置届受理及び指導
- 公害関係の苦情、相談事業
- 住宅等消毒事業
- 狂犬病予防法に基づく畜犬登録及び予防注射の実施
- 斎場運営事業

② 廃棄物等の効率的・適正な処理の推進

- 衛生組合長等との連携強化
- 計画的なし尿収集業務の推進（再掲）
- 産業廃棄物不適正処理防止に向けた自治体間連携強化
- 生ごみ及び余剰汚泥肥料化事業
- 一般廃棄物処理基本計画の策定（再掲）
- バイオガス事業の推進（再掲）
- 3Rの推進
- 各種媒体を通じた広報啓発事業
- 廃棄物処理の適正化指導、啓発
- 事業所・工場等への立入調査事業
- 災害時における廃棄物処理のマニュアル化
- 火災廃材の処理費一部助成金交付事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

③ ごみ処理施設の整備・検討

- ごみ収集運搬等事業
- 廃棄物処理施設解体及び整備
- 最終処分場の整備検討
- 関係機関との連携強化

④ 環境美化活動の推進

- 道路側溝等清掃事業
- ボランティアによる清掃活動支援事業

2-9 環境と調和した快適な住環境の整備

1. 現状と課題

東日本大震災で被災された町民の方々の住居を確保するために、本町では災害公営住宅の整備を進めています。今後はこれらの住宅について、適切で計画的な整備・管理を行っていくことが求められます。

また、老朽化が進んでいる既設の住宅については、住まいの安全を確保するための改修を促進していく必要があります。

加えて、町外から本町への移住希望者を受け入れるための十分な住宅の確保が課題となります。町の恵まれた自然環境の中で、誰もが安全・安心に生活できるような住環境の整備を進めることが必要です。

さらに、高齢化の進行により、今後一層一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加が見込まれます。高齢者や障害者等、誰もが住み慣れた住宅で安心して暮らし続けるための支援が求められます。

2. 基本事業

① 町営住宅の環境の維持向上

被災後建設された災害公営住宅について、誰もが住みよい住環境の維持向上に努めます。また、老朽化した町営住宅の取り扱い方法の検討を進めます。

② 高齢者・障害者住宅の充実

関係機関等との連携の下、住宅のバリアフリー化に対する相談支援体制を整備し、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、並びに障害者が安心して暮らせる住宅環境の確保に努めます。

③ 安全安心の住宅整備

東日本大震災による被害者の住宅再建を促進するとともに、巨大地震に備えた安全安心の住環境整備を進めます。

3. 主要事務事業

① 町営住宅の環境の維持向上

- 応急仮設住宅維持管理事業
- 災害公営住宅整備事業
- 災害公営住宅家賃低廉化事業
- 東日本大震災特別家賃低減事業
- 町営住宅家賃減免事業
- 災害公営住宅集会所エアコン等設置事業
- 災害公営住宅集会所備品購入事業
- 町営住宅管理業務
- 町単独住宅整備事業
- 応急仮設住宅入退去等管理
- 住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業（再掲）

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

- 町営住宅建替事業
- 火災報知機設置事業

② 高齢者・障害者住宅の充実

- バリアフリー化等に対する相談支援事業

③ 安全安心の住宅整備

- 住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）
- 住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震診断助成事業）
- 住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）
- 被災者住宅再建等補助事業

2-10 道路・公共交通網の充実

1. 現状と課題

本町の道路交通網は、国道 45 号と国道 398 号を基軸とし、県道 5 路線及び幹線町道により主要な道路ネットワークを形成しています。東日本大震災により、これら道路網が遮断されたことから、より安全なルートへの再配置を進めてきました。今後は、平成 27 年度に供用開始される三陸縦貫自動車道の有効活用等により、災害時の緊急輸送・搬送や県内外との広域的な交流・流通等を確実に支える交通網を再構築する必要があります。

また、高齢化社会の進行により、公共交通機関の果たすべき役割は一層重要となります。高台にある住まいから低地部への通勤や買い物等の利便性を確保するため、公共交通機関の充実は不可欠となります。震災後は、災害臨時バスの運行を無料で実施し、また町内の小中学校への通学については、スクールバスの運行で対応してきました。今後は、復興事業の進捗等に伴って、運送網の体系的な再編を行い、適切な輸送手段を確保する必要があります。

2. 基本事業

① 広域交通網の整備促進

地場産品の流通の拡大、観光等を通じた交流人口の拡大等、地域産業経済の振興を図るとともに、地震・津波等防災上の観点から、三陸縦貫自動車道の全線の開通と国道 45 号、398 号や県道、幹線町道の整備促進により、広域交通網を構築します。

② 適切な道路維持管理・整備の推進

既存の道路と復興に伴い新たに整備される道路施設の適切な維持管理により道路環境の保全、施設の安全確保・延命化を図るとともに、町民とともに魅力的な道路環境の形成に努めます。

また、市街地における都市基盤の整備と交通混雑の緩和のため、都市計画街路の整備を促進します。

加えて、国・県道や主要施設間等、旧町間を連絡するルートの利便性と交通の円滑化を図るため、主要幹線町道の整備を促進します。加えて、避難路の代替性の確保等も含めて、より充実した幹線町道の在り方についても検討していきます。

③ 公共交通網の充実

通勤・通学・通院・買い物等々の観点から、高台住宅団地や中心市街地をはじめとした町内の各主要拠点及び町外への利便性の高いアクセスを確保するため、計画的・体系的かつ持続可能な公共交通網の実現化を図っていきます。

また、道路の計画的な維持管理の方針を検討するとともに、除雪作業など、地域との協働による維持管理を推進します。

3. 主要事務事業

① 広域交通網の整備促進

- 広域幹線道路体系の整備促進
- 三陸縦貫自動車道関連事業の調整(町道関係施設の調整)

- 国道 45 号、国道 398 号の改良及び歩道設置等の整備促進（国土交通省、宮城県）
- 国・県道現道対策の促進（国土交通省、宮城県）

② 適切な道路維持管理・整備の推進

- 橋梁点検事業
- インフラ維持管理計画の検討
- 公共土木施設災害復旧事業（町道）
- 生活関連町道の改良整備推進
- 町道維持管理事業
- 市街地の排水対策推進
- 道路愛護会活動事業

③ 公共交通網の充実

- 道路事業（集落連絡道路）
- 道路事業（復興拠点連絡道路）
- 道路事業（接続道路）
- 道路事業（高台避難道路）
- 地域公共交通再構築事業
- コミュニティバス運行事業
- 都市計画街路、主要幹線町道の整備推進

※主要事務事業については、今後
財源の調整により見直す可能性
があります。

※最終的な計画書とする際には、
掲載する主要事務事業を今より
も絞り込む予定です。

2-11 安全で安定した水の供給

1. 現状と課題

本町においては、その地形的特性から水資源のほとんどが町域内の森林によって涵養されており、安全で安定した水を供給するためには、森林の適正管理が不可欠となっています。東日本大震災によって、水源池や浄水場等に大規模な被害を受けましたが、震災後は新たな水源池の確保や管路等の整備を進めています。高台に整備される住宅団地等へ水を安定的に供給するために、早期の整備完了に向けて取り組むことが必要となります。

また、平成 21 年度には上水道料金の収納、窓口対応、施設管理等を一体的に行う包括的民間委託を導入し、上水道事業における経営の効率化と安定化に努めてきました。今後引き続き、自立し持続可能な上水道事業を確立していくことが求められます。

2. 基本事業

① 上水道事業の確立

被災した水道設備の完全復旧とともに、高台住宅団地への確実な水供給を行います。また、上水道事業としての採算性検討を十分に行い、経営の効率化と安定化に努めます。

3. 主要事務事業

① 上水道事業の確立

- 経営資源管理（アセットマネジメント等）の検討
- 上水道施設等整備事業
- 水道給水装置設置補助金
- 払川ダム放流水の取水設備等の検討
- 老朽管更新事業
- 機械装置更新事業
- 健全で効率的な上水道事業経営の推進

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

2-12 計画的な土地利用の推進

1. 現状と課題

東日本大震災による被災を受けて、本町の土地利用の在り方は大きく変化しています。「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」を基本方針とし、志津川地区の中心市街地には商業施設や復興祈念公園等をおき、高台を生活ゾーンとすることとしています。その他の地区においても、志津川地区と同様に住まいの高台移転を進めています。

災害に強く、将来にわたって命を守れることを大前提としつつ、震災前の町の骨格や歴史を活かしながら、賑わいや活力あるまちを形成していくことが求められます。

また、三陸縦貫自動車道志津川インターチェンジ（仮称）の供用開始や整備によって、今後周辺の土地利用の形態が変化していく可能性があります。豊かな自然環境を維持しながら、調和のとれた土地利用を推進していくことが求められます。

2. 基本事業

① 環境保全と開発が調和した土地利用の推進

町民の生活基盤の安定と地域活力の維持・向上を目指し、国土利用計画法の適切な運用等により、町全体の活力を持続するための事業展開と森・里・海の調和した土地利用を推進します。

② 町の魅力・活力を創造する拠点ゾーンの土地利用

地域の人や観光客等が集い、様々な交流が生まれる賑わいの場を創出するために、志津川地区と歌津地区を拠点とし、各地域の特性を活かした魅力ある市街地の形成を進めます。

③ 特定区域の能動的な土地利用の誘導

三陸縦貫自動車道志津川インターチェンジ（仮称）周辺は、無秩序な土地利用の進行を抑制するため、立地特性を踏まえた効果的な土地利用を誘導していきます。

また、住宅の高台移転等により生じた低未利用地については、町民や関係機関との情報共有を図りながら、効率的な土地利用の在り方について検討していきます。

3. 主要事務事業

① 環境保全と開発が調和した土地利用の推進

- 国土利用計画法等の適正な運用
- 国土利用計画に即した土地利用の推進
- 町土の保全と安全性の確保
- 環境の保全と町土の快適性、健康性の確保

② 町の魅力・活力を創造する拠点ゾーンの土地利用

- 志津川被災市街地復興土地区画整理事業（都市再生区画整理事業）（再掲）
- 伊里前地区中心市街地整備事業（再掲）
- 志津川地区防災集団移転促進事業（再掲）

③ 特定区域の能動的な土地利用の誘導

- インターチェンジ周辺の土地利用の検討、調整
- 市街地における低未利用地の効率的な活用・運用

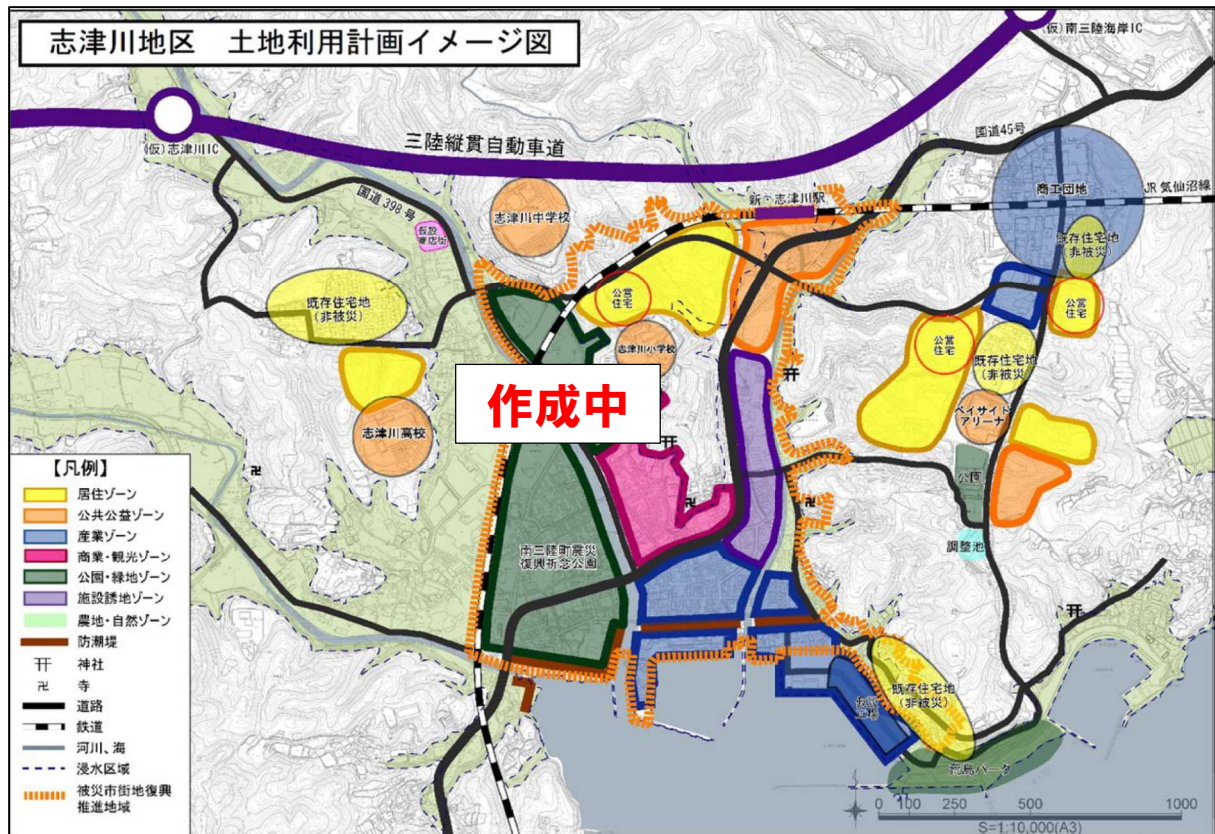
基本計画骨子案（個別政策）

- 折立地区移転跡地整備事業
- 土地の有効利用の促進と土地利用の転換の適正化
- 都市公園事業（南三陸町震災復興祈念公園等）

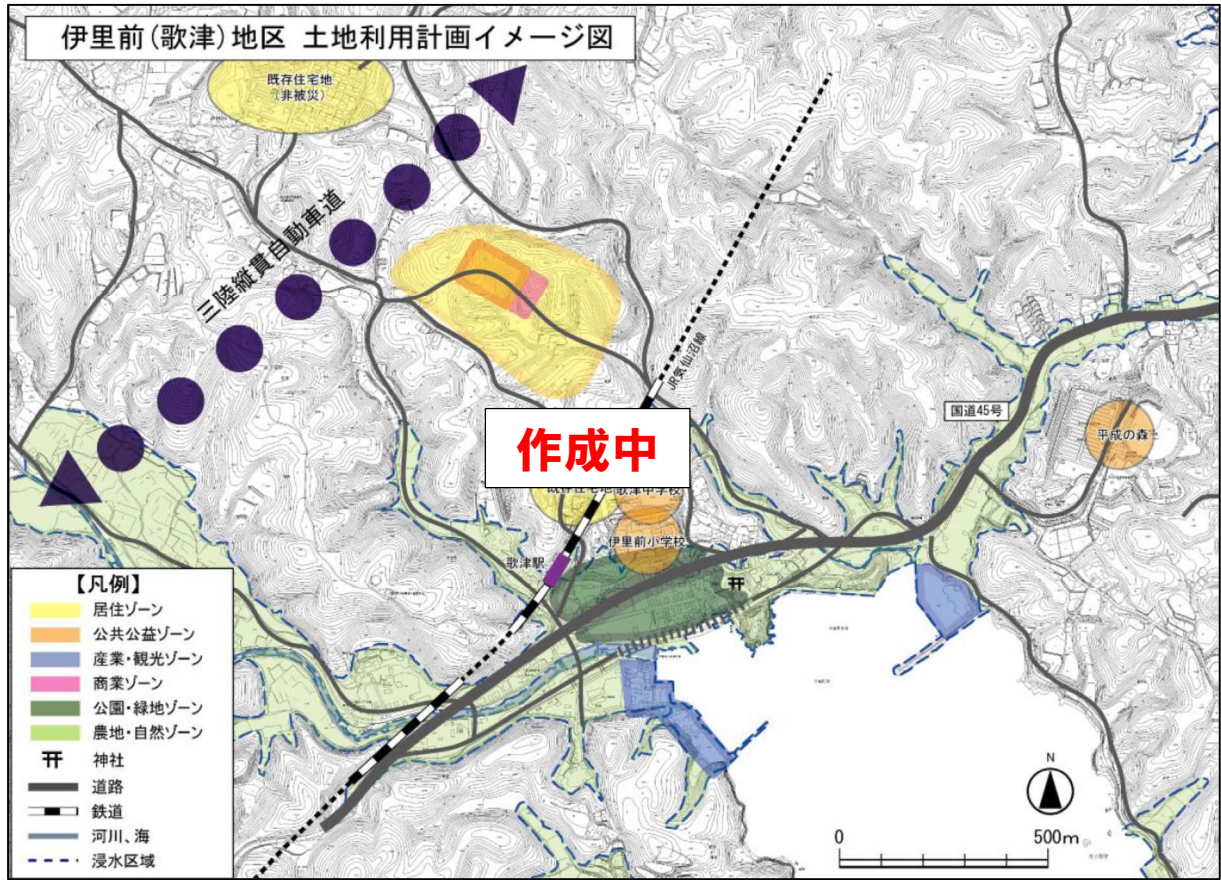
※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

<『南三陸町震災復興計画』 志津川地区 土地利用計画イメージ図>

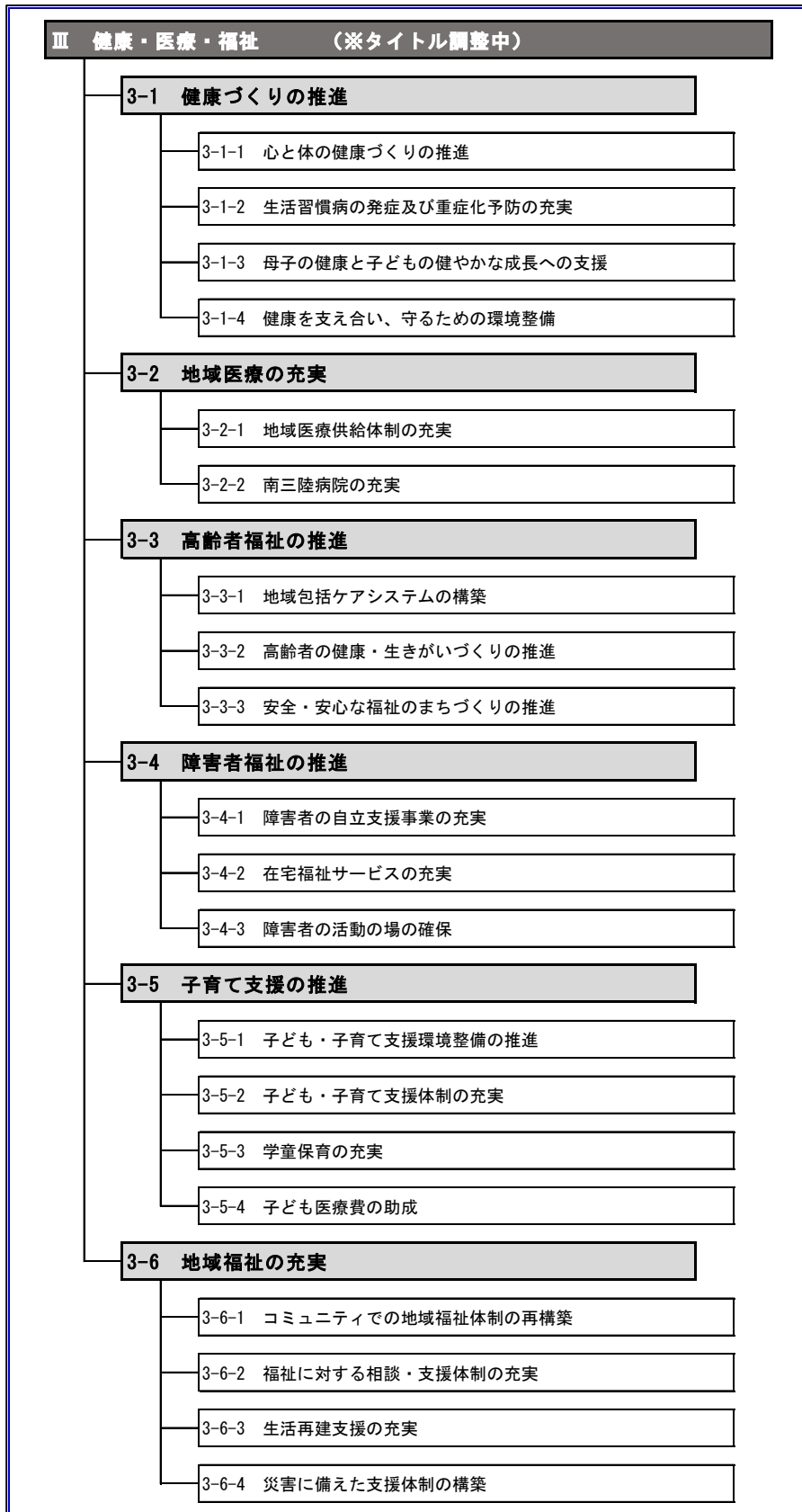


< 『南三陸町震災復興計画』 伊里前（歌津）地区 土地利用計画イメージ図 >



政策 3 健康・医療・福祉

（ ※タイトル調整中 ）



※政策に対応する分野名（健康・医療・福祉）については、政策分野の領域を示すキーワードであり、仮称となります。

※分野名と併せて記載される予定の政策タイトルについては現在調整中となります。

3-1 健康づくりの推進

1. 現状と課題

健康とは単に病気ではない状態のみならず、身体的、精神的、更には社会的にも良好な状態を言います。近年、生活環境や生活様式の変化により、心臓病や糖尿病等の生活習慣病やストレス関連疾患、心のケアまで幅広い対策が求められています。

本町においては、平成27年度に、健康の保持・増進や生活の質の維持・向上を目的とする「南三陸町健康増進計画（南三陸町食育推進計画を含む）」や、また病気の早期発見・予防に向け健康・医療情報を活用する「データヘルス計画」をそれぞれ策定しました。今後は、これらの計画に基づき、分野を超えた連携により、町民の継続・一貫した健康づくりを進める必要があります。

また、健康を維持することは個人の健康観に基づくところが大きく、一人一人が主体的に取り組むことが必要ですが、個人の意識や努力だけで健康を維持することは困難な場合も多いのが現状です。このことから、本町ではこれまで健康への意識向上に向けた啓発や健全な生活習慣の形成に向けた推進、健診・保健指導の充実と、地域の健康づくりのリーダーの育成を通じて地域ぐるみでの健康づくり活動に取り組んできました。

東日本大震災後、これらの活動に対する意識が高まってきており、今後も地域の健康づくりのリーダーを中心に「ともに参加し、ともにつながり、ともにつくる」健康づくり活動を更に推進・支援していく必要があります。

2. 基本事業

① 心と体の健康づくりの推進

町民の健康づくりに資する各種研修等の充実により、こころの健康づくりや疾病を予防するための知識を伝達し、健康に対する意識の向上を図ります。また、年数の経過につれて生じうる被災者の心の不安を解消し地域で支え合うために、研修会を開催するとともに、心のケアの専門相談等の体制を整備していきます。

② 生活習慣病の発症及び重症化予防の充実

復興に伴う生活環境の変化を踏まえつつ、各種検診事業を通じて、町民が自らの健康状態を理解し、健康を保ち元気に過ごせるよう、病気等の早期発見、予防体制の充実を図ります。

また、国民健康保険事業と連携しながら、生活習慣病予防教室の開催や特定保健指導等により発症予防と重症化予防に努めます。また、データヘルス計画の活用により、効率的・効果的な検診、健康指導の実施や町民一人一人の状況に応じた健康増進活動の勧奨等について検討を進めます。

③ 母子の健康と子どもの健やかな成長への支援

心身にゆとりを持って出産・子育てができるように、また健康的な生活習慣・食習慣を確立できるように子育て中の家庭への支援を行います。

④ 健康を支え合い、守るための環境整備

東日本大震災を機に町民の健康管理への機運が高まっている中で、各地区における健康

づくり学習会等の実施を通じて、地域の健康課題に関する町民との認識共有に努めていきます。

また、新たな行政区にも留意しながら、健康づくりやコミュニティづくり、見守り等の活動を推進する地域リーダーの確保・育成に努め、町民と共に地域の健康づくりを推進します。

3. 主要事務事業

① 心と体の健康づくりの推進

- 心と体の健康づくり（心のケア）事業
- 各種相談
- 自殺予防セミナー
- 薬物乱用防止のための広報、啓発事業

② 生活習慣病の発症及び重症化予防の充実

- がん検診等の各種検診
- 特定健診及び循環器健診
- 健診事後指導（特定保健指導等）
- 歯科口腔保健及び食生活支援等事業
- 生活習慣病等の疾病予防事業

③ 母子の健康と子どもの健やかな成長への支援

- 妊婦、乳幼児健診
- 新生児訪問
- 子育て教室、相談
- 各種予防接種

④ 健康を支え合い、守るための環境整備

- 保健福祉推進員の育成
- 食生活改善推進員の養成及び育成
- 健康づくり学習会の開催
- 歌津地区保健センター整備事業
- 関係機関との連携促進

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

3-2 地域医療の充実

1. 現状と課題

高齢化社会の進行をはじめとした医療環境の変化への対応や、子育て環境の向上、また町民が安心していつまでも健康的な生活を送るために、医療の充実はますます重要になってきています。

本町の医療体制については、基幹医療施設であった公立志津川病院が東日本震災により全壊流失したため、震災後は入院部門を登米市米山で公立志津川病院として開設し、外来部門を南三陸町内で仮設による公立南三陸診療所として開設、運営してきました。平成27年度に南三陸病院として復旧・再開したことから、これに伴い健全な運営体制の充実に努めていくことが求められます。

また、地域に密着してきめ細かな医療を提供していくためには、一病院の体制だけでは難しく、地域の診療所と一体となり、明確な役割分担のもと、密接な連携をとっていくことが重要となります。町外の各医療機関とも密接に連携し、医療体制の強化を行っていくとともに、医療水準の向上を図っていくことが求められます。

加えて、町民それぞれに対しても、日頃の自主的な健康管理や一次医療への理解、医療サービスの受け方等、診療を受ける側の立場としての意識啓発も行っていく必要があります。

2. 基本事業

① 地域医療供給体制の充実

高齢化が進展する中、町民の抱える多様な医療需要に対応するため、南三陸病院と町内の診療所間の機能分担や二次医療圏での病院間の機能分担、訪問看護ステーションの継続的な実施等、効果的な医療体制の整備を推進します。また、町の健康管理の施策に沿って予防医学の観点から各種健診事業に対応します。

② 南三陸病院の充実

復旧後も引き続き本町の基幹病院であるとの位置付けから、運営体制の充実に努めるとともに、持続可能な病院経営の実現のために、効率的な経営改革に取り組んでいきます。

3. 主要事務事業

① 地域医療供給体制の充実

- 地域医療供給整備事業
- 医療従事者確保・流出防止支援事業
- 周産期医療ネットワーク事業
- 地域医療連携システム構築事業
- 訪問看護ステーション事業

② 南三陸病院の充実

- 地域の基幹病院としての医療サービスの提供
- 新病院建設事業
- 病院経営健全化推進事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

- 医療機器整備事業
- 計画的な設備更新

3-3 高齢者福祉の推進

1. 現状と課題

本町の高齢者（65歳以上）人口の割合は、平成26年度末時点で約32%と、約3人に1人が高齢者という状況になっています。今後も高齢化の傾向は続くことが予測されています。

また、核家族化の進行等による一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加、認知症高齢者の増加により、今後介護の長期化や介護者の高齢化等介護に関する状況も厳しさを増していくものと考えられます。

このような状況の中、全ての高齢者が自分らしく、自分のできる範囲でいつまでも地域の一員として社会に参加し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、福祉や保健、生涯学習等の様々な分野が垣根を越えて連携し、地域全体で高齢者を支える福祉体制づくりが求められています。

加えて、介護が必要になった場合でも高齢者が安心して生活できるように、各種介護サービスの充実や、それに伴う人材の確保が重要となります。元気な高齢者が介護を必要とする高齢者の生活を支える等、地域の支え合いの仕組みづくりを進めることも求められています。

2. 基本事業

① 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が年齢を重ねても、できる限り要介護状態になることなく、住み慣れた地域で生涯にわたり暮らし続けられるよう、高齢者一人一人の状況やその変化に応じた、生活支援体制の充実を図るとともに、地域での暮らしを基本とし、住まいの確保とともに、住民同士の支え合いの促進、関係機関等の連携による介護サービスや医療、生活支援に切れ目のない“つながり”を重視した取り組みを推進します。

また、高齢者が尊厳を失うことなく住み慣れた地域で暮らせるよう、虐待防止策や認知症についての理解や認知症高齢者の生活を支援する体制づくりを推進します。

② 高齢者の健康・生きがいの推進

高齢者が住み慣れた地域で健やかに生き生きと暮らせるように、“健康”や“介護予防”に結びつく取り組みを推進します。

また、高齢期にあっても健康で生きがいを持ち、生き生きとした生涯を過ごせるように、高齢者の積極的な社会参加・生きがい対策の推進に努めます。

③ 安全・安心な福祉のまちづくりの推進

高齢者にやさしい福祉のまちづくり推進のために、“安全・安心”の確保とともに、利便性、快適性を備えた生活環境整備を推進します。

また、「南三陸町安全・安心なまちづくり条例」に基づく、防災・防犯をはじめ、暮らしの安全への取り組みを推進するとともに、高齢者等が外出しやすいように、多様な外出支援について検討します。

3. 主要事務事業

① 地域包括ケアシステムの構築

- 介護予防・日常生活支援総合事業
- 包括的支援事業
- 在宅医療・介護事業
- 生活支援体制整備事業
- 介護保険サービスの体制充実
- 認知症高齢者等及び家族への支援
- 高齢者生活支援・生きがい健康づくり事業

② 高齢者の健康・生きがいづくりの推進

- 生涯にわたる健康づくり事業
- 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
- 敬老事業

③ 安全・安心な福祉のまちづくりの推進

- 安全・安心な地域づくりの推進
- 外出支援策事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

3-4 障害者福祉の推進

1. 現状と課題

我が国では、障害を持つ人を総合的に支援し、社会参加の機会の確保により地域社会での共生を実現することを目指す障害者総合支援法が平成 25 年に施行され、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化、グループホームの一元化等の障害者制度改革が進められています。

また、平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が、平成 28 年 4 月には障害者差別解消法がそれぞれ施行され、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりが進められています。

本町においては、平成 27 年に「障害者計画」の一部見直しと「障害福祉計画」の改定を行い、新しい制度への対応や、東日本大震災で失われたサービスや支援体制の回復等に取り組んでいます。今後も国の動向への対応や復興に伴う新たな問題点や課題についての情報収集に努め、地域の実情に沿った制度運用の在り方を検討していくことが求められています。

また、障害の重度化、障害者の高齢化、在宅サービス提供の在り方を見直しに伴う人材の確保といった新たな問題への対応も視野に入れながら、障害者の地域生活と就労を支援し、障害の有無にかかわらず地域で暮らす人々がお互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた取り組みが求められています。

2. 基本事業

① 障害者の自立支援事業の充実

障害者が自立した社会生活を営むことができるよう、障害者の相談に応じ、必要な情報の提供を行うとともに、保護者等の負担軽減や障害者の自立を促すために必要な支援を行います。さらに、在宅障害者の日常生活における自立と社会参加を促すため、生産活動機会の提供や社会との交流を促進するとともに、障害者本人の意向を踏まえ、サービス事業者、関係機関、企業と連携し、障害者の就労を積極的に支援します。

② 在宅福祉サービスの充実

在宅障害者が地域で安心して暮らせるよう、自立と生活安定・向上に必要なサービスを提供するとともに、社会参加の支援・指導を実施します。また、障害者の高齢化が進む中で今後の在宅サービス提供の在り方について、自立支援協議会等の関係機関と連携し再構築します。

③ 障害者の活動の場の確保

町内の障害福祉事業者等が東日本大震災により事業所等の活動場所を喪失しており、仮設事業所等での活動を余儀なくされていることから、障害者の活動の場を確保し、障害者が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

3. 主要事務事業

① 障害者の自立支援事業の充実

- 障害者就労支援事業

- 障害者計画・障害福祉計画の策定
- 医療費・自立支援給付事業
- 心身障害者医療費助成事業
- コミュニケーション支援事業
- 地域活動支援センター事業
- 相談支援事業
- 日常生活用具給付事業
- 移動支援事業
- 障害者運転免許取得費補助事業

② 在宅福祉サービスの充実

- 理解促進・研修啓発事業、自発的活動支援事業
- 成年後見制度利用支援事業・後見支援事業
- 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修
- 訪問入浴サービス事業
- 日中一時支援事業
- スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
- 難病患者等に対する通院費助成事業
- ホームヘルプサービス事業

③ 障害者の活動の場の確保

- 社会福祉施設等復旧・整備事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

3-5 子育て支援の充実

1. 現状と課題

我が国では、急速に少子化が進行し、家庭及び地域を取り巻く環境が変化しています。そのような中で一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとした子ども・子育て関連3法が施行されました。保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指しています。

本町においては、これまで子育て支援センターを拠点として、子育てに関わる相談や保育者のネットワーク化等に取り組んできました。現在は保育所との併設による子育て支援拠点の設置や認定こども園への移行に向けた取り組みを進めています。

また、平成27年度には子ども医療費の助成対象を18歳まで拡大し、子育て家庭支援の充実や被災者の定住促進を図っています。

一方で、子育て支援の体制を充実するための人材が不足しており、今後も引き続き人材の確保に努める必要があります。

2. 基本事業

① 子ども・子育て支援環境整備の推進

子育て支援施設の計画的な復旧に取り組み、子育てしやすい環境整備を進めます。また、東日本大震災後、活動を縮小し実施していた子育て支援センターの機能拡充に早急に取り組み、高台移転によるコミュニティの再編にあわせたサービスの充実を進めます。

② 子ども・子育て支援体制の充実

未入所（園）の乳幼児を育てる家庭の子育てに関する不安や悩みの解消に向けて、児童相談所等の関連機関と連携しながら、ゆとりを持って安心して子育てができるよう支援します。また、既存保育施設との連携を進めるとともに、一時預かり、病児保育等の新たな保育サービスへの対応や需要、民間事業者等の新たな主体による運営についても検討を進めます。

③ 学童保育の充実

放課後や長期休校日等において、家庭に保護者等が不在となる児童の安全確保と健全育成を図ります。また、支援体制の維持・強化を図るため、人材確保等の体制強化に努めるとともに、学校との連携や子ども教室と学童保育の共同実施等、新たなサービス提供方法について検討を進めます。

④ 子ども医療費の助成

子育て家庭における経済的負担の軽減を図るため、18歳に達する日の属する年度末までの子どもの医療費に係る一部負担金について、引き続き助成を行うとともに、さらなる対象条件の拡大に向けた検討を進めます。

3. 主要事務事業

① 子ども・子育て支援環境整備の推進

- 子育て支援拠点施設整備事業（南三陸町地域子育て支援センター）
- 子育て支援拠点施設整備事業（志津川地区子育て支援拠点施設）
- 子育て支援拠点施設整備事業（歌津地区子育て支援拠点施設）
- 子育て支援拠点施設整備事業（戸倉地区子育て支援拠点施設）
- 待機児童解消推進事業

② 子ども・子育て支援体制の充実

- 要保護児童対策地域協議会事業
- 子ども・子育て会議事業
- 子ども・子育て支援給付事業
- 地域子ども・子育て支援事業
- 乳児保育事業
- 障害児保育事業
- 幼保連絡協議会運営事業
- ひとり親家庭支援事業

③ 学童保育の充実

- 放課後児童健全育成事業
- 歌津学童施設整備事業

④ 子ども医療費の助成

- 子ども医療費助成事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

3-6 地域福祉の充実

1. 現状と課題

少子高齢化の深刻化や町民の福祉に対するニーズが多様化・複雑化してきている現状に的確に対応するためには、生活圏である地域を基盤として、町民のライフステージに応じた総合的な福祉推進体制を整備し、必要な施策を実施していくことが求められます。

本町においては、「地域で自分らしい生活を送れる」自立と安心の地域づくりを基本理念に、平成20年3月に「地域福祉計画」を策定し、各種取り組みを行ってきました。

東日本大震災後の急激な人口減少により、仮設住宅のみならず、独り暮らしの高齢者や高齢者世帯、核家族世帯の増加等による家族内の支え合いの低下等により、老老介護、虐待等が顕在化する等、地域の課題は複雑化、多様化しており、相談内容も複雑化しています。

今後は、高台住宅団地への移転に伴うコミュニティの再構築に併せて、「地域福祉計画」の改定を進めるとともに、地域全体で要援護者を支える地域福祉の仕組みづくりに取り組んでいくことが重要になります。また、総合ケアセンターを活動拠点の中心に、社会福祉協議会をはじめ各種団体と連携し、町内ネットワークを構築していくことが求められています。

2. 基本事業

① コミュニティでの地域福祉体制の再構築

高台移転による生活再建や、町民の生活再建にかかる居住空間の多様化が進む中で、新たな行政区等のコミュニティ環境を踏まえつつ、地域住民の視点からの生活課題やニーズを的確に捉え、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉について総合的に支援を行う地域包括ケアシステムについて検討を進め、地域福祉体制の再構築を進めます。

また、地域やコミュニティのあらゆる活動（地域行事、学校行事、防災、環境、スポーツほか）と連動させながら、地域活動を担うリーダーの確保に努めます。

加えて、地域福祉活動の人材育成・団体育成と活動推進に取り組み、社会福祉協議会や町内外のボランティア団体等と連携しながら、福祉にかかるコミュニティの再構築と町民の地域福祉活動の定着に取り組みます。

② 福祉に対する相談・支援体制の充実

平成27年4月に施行された生活困窮者支援制度に基づき、宮城県が委託した事業者との連携も図りながら、新たな相談体制を構築するとともに、民生委員と生活支援員との情報交換会に職員も同席し、地域課題の把握に努めます。

また、相談からサービス支援に至る体制の一元化を図り、より専門的なソーシャルワーク機能の充実に努めます。

③ 生活再建支援の充実

仮設住宅に必要な維持管理や良好な生活環境の確保、心のケア等、生活全般の支援を行うとともに、引き続き県町の事業と一体的な展開を図ることにより、効率的かつ迅速に事業を推進し、被災者の生活再建を支援します。

④ 災害に備えた支援体制の構築

災害時要援護者台帳（避難行動要支援者台帳）の情報更新と台帳登録者の拡充を進め、要支援者を地域全体が支援できるよう、民生委員・自主防災組織・警察・消防等の関係機関とのネットワークを構築するとともに、関係機関や町民と協力・連携体制を確立します。

また、東日本大震災の教訓を活かし、障害への理解（配慮）を踏まえた避難支援体制と避難所の運営方法を早期に整備するほか、障害者施設や高齢者施設等の復旧・運営状況を踏まえながら、要配慮者のための福祉避難所としての協定の締結を進めていきます。

3. 主要事務事業

① コミュニティでの地域福祉体制の再構築

- 日本赤十字運動推進事業
- 地域福祉計画の策定
- 地域福祉活動団体等の育成と支援
- スポーツ・レクリエーション教室開催事業
- ボランティア育成事業
- ボランティアセンター運営事業
- 公共施設のバリアフリー化の推進
- 福祉情報提供事業
- 福祉教育推進事業

② 福祉に対する相談・支援体制の充実

- 生活相談、人権相談事業
- 身障、知的相談員の配置
- 民生委員活動の充実・強化

③ 生活再建支援の充実

- 生活支援員の配置
- 被災者生活支援センター運営委託事業
- 住宅整備相談事業
- 被災者生活再建支援事業
- 災害義援金支給
- 災害援護資金貸付金
- 災害弔慰金・見舞金給付事業
- 東日本大震災犠牲者追悼式

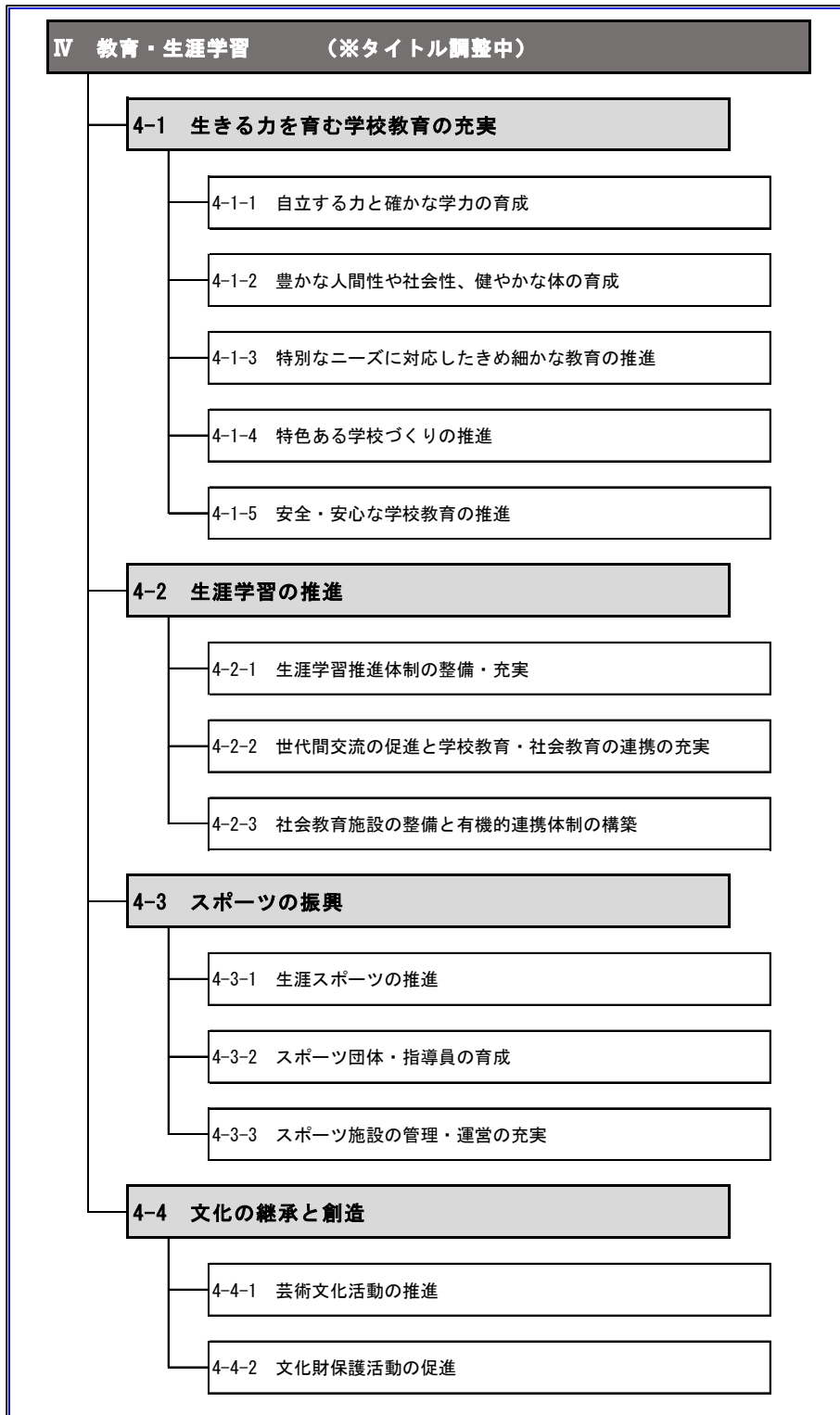
④ 災害に備えた支援体制の構築

- 要援護者の啓発事業
- 災害時要援護者支援体制構築事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

政策 4 教育・生涯学習（※タイトル調整中）



※政策に対応する分野名（教育・生涯学習）については、政策分野の領域を示すキーワードであり、仮称となります。

※分野名と併せて記載される予定の政策タイトルについては現在調整中となります。

4-1 生きる力を育む学校教育の充実

1. 現状と課題

学校教育は、児童生徒の人間としてのバランスのとれた発達と生涯にわたって学び続けていくための基礎を築く役割を担っています。学校を児童生徒が生きる力を育む場であると位置付け、創意工夫を凝らした特色ある教育活動を展開しながら、自ら考え、主体的に行動する子どもたちの育成を目指していく必要があります。

本町においては、東日本大震災以前より、少子化による児童生徒の減少が深刻化しており、現在は小学校5校、中学校2校、高等学校1校となっています。

これまで、国の教育振興基本計画に基づき県と連携しながら、教育内容の充実や教職員の指導力の向上に努め、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成を図ってきました。今後更に、地域の特色を生かした魅力ある教育活動を推進することにより、ふるさとを愛し、志を掲げ、未来を創造する力をもった人づくりに取り組んでいくことが重要になります。

2. 基本事業

① 自立する力と確かな学力の育成

児童生徒に自立する力と確かな学力を身に付けさせるため、教育カリキュラムを充実するとともに、教職員の指導力の向上を図ります。

② 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

道徳教育や体力づくりを推進するとともに、学校・家庭・関係機関が緊密に連携する体制を整え、いじめや不登校のない学校づくりに努めます。

③ 特別なニーズに対応したきめ細かな教育の推進

障害のある児童生徒等への適切な対応やきめ細かな指導を行うとともに、生活困窮世帯への就学援助を行うことにより、全ての子どもたちが安心して教育を受けられる環境を整えます。

④ 特色ある学校づくりの推進

地域の特性を生かした教育カリキュラムを充実させ、ふるさとを知る教育活動を推進するとともに、地域と連携した学校づくりを推進します。

⑤ 安全・安心な学校教育の推進

教育関係施設の整備・改修を進め、安全な教育環境の充実を図ります。また、命を守る防災教育を推進し、児童生徒の災害に対する知識と能力を育成します。

3. 主要事務事業

① 自立する力と確かな学力の育成

- 志教育推進事業
- 小中学校学力向上推進事業
- 教職員の充実、指導力の向上
- 校種間連携事業小中学校学力向上推進事業

② 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

- 道徳教育推進事業

- 健康教育、体力向上推進事業
- 心のケア推進事業
- いじめ、不登校対策事業

③ 特別なニーズに対応したきめ細かな教育の推進

- 特別支援教育推進事業
- 就学援助（奨励）事業
- 児童生徒通学手段確保事業

④ 特色ある学校づくりの推進

- 総合的な学習推進事業
- 情報教育推進事業
- 外国語教育推進事業
- 豊かな体験活動推進事業（ふるさと教育の推進）
- 中高一貫教育推進事業
- 地域と連携した学校づくりの推進（コミュニティスクールの推進）

⑤ 安全・安心な学校教育の推進

- 学校施設整備事業
- 学校施設環境改善事業
- 学校施設防災機能強化事業
- 防災、減災教育の推進

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

4-2 生涯学習の推進

1. 現状と課題

深刻化する少子高齢化や、急速な ICT 化及びグローバル化等時代に応じて変化していく社会状況の中で、本町においても町民一人一人が自己の啓発に努め、豊かな人生を送ることができるように、ライフステージに応じた学習機会や情報を積極的に提供していくことが重要となります。

また、生涯学習は、地域への思いを育み、地域の未来を考える人づくりの面においても重要な役割が期待されています。そのため、本町では、多くの町民が生涯学習に取り組むことができるように各種事業の実施や体制整備に努めてきました。

東日本大震災により生涯学習や地域づくりの核であった公民館の大半が流失してしまったことから、今後は、公民館や社会教育施設の再建を進めるとともに、復興によって形成される新たな市街地や住宅地、そして既存の町並みという新しい町に対応した地域づくりについて、官民一体となって進めていく必要があります。

町民と行政との協働によるまちづくりを推進するとともに、生涯学習を通じて人と地域が真の復興を遂げることが求められています。

2. 基本事業

① 生涯学習推進体制の整備・充実

より多くの町民が生涯学習に取り組むことができるように、町民の多様なニーズの把握や社会教育関係団体の再育成・活動支援を行います。また、生涯学習の側面からの円滑なコミュニティの再構築支援と家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる地域づくりを目指し、新たなまちづくりに即した生涯学習の推進体制の構築を進めます。

② 世代間交流の促進と学校教育・社会教育の連携の充実

地域の特色を生かした講座、教室を開催することにより、各世代間の交流を促進します。また、次代を担う子どもたちには、友好町をはじめとしてほか地域の子供たちとの交流の機会を提供することで、地域づくり・人づくりを推進していきます。さらに、総合学習における自然体験やボランティア活動等の体験的な学習の推進や社会人講師、地域講師の活用と育成を図り、家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる連携体制の構築を進めます。

③ 社会教育施設の整備と有機的連携体制の構築

東日本大震災により、壊滅的被害を受けた社会教育施設について復旧を進めます。施設の再建にあたっては、地域や住民の思いを生かすとともに将来の町を見据えた、地域復興のシンボルとなることを目指します。また、町内全体として各施設が有機的に連携し、その機能を十分発揮できるように体制の構築を進めます。

3. 主要事務事業

① 生涯学習推進体制の整備・充実

- 公民館の事業の拡充による学習機会の提供と地域づくりの支援
- 図書館事業の充実による生涯学習の基盤づくり
- みんなの出前講座

- 生涯学習活動支援事業
- 協働教育推進事業
- 生涯学習情報提供事業

② 世代間交流の促進と学校教育・社会教育の連携の充実

- 生涯の各時期に対応する教室、講座の実施
- ふるさと学習会事業
- 青少年ふるさと交流事業
- ジュニアリーダー育成事業
- 生涯学習指導者育成事業
- 家庭教育支援事業

③ 社会教育施設の整備と有機的連携体制の構築

- 生涯学習センター整備事業
- 歌津公民館整備事業
- 社会教育施設の有機的連携体制の構築

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

4-3 スポーツの振興

1. 現状と課題

生涯スポーツ活動の推進は、町民の心と体の健康づくりや余暇活動の充実、更には町民相互の交流促進にもつながり、地域の活性化やコミュニティの形成に大きな役割を果たします。

本町には、スポーツ交流村、平成の森等の充実したスポーツ施設があり、各種スポーツ教室や大会を通じて、町民の多くがスポーツ活動に親しんでいます。しかし、東日本大震災により被災した施設もあり、今後の需要も考慮しながら、屋外と屋内の機能分担も踏まえ、適切にこれら施設の復旧を進めていくことが求められています。

また、今後も生涯にわたる心と体の健康づくりが一層重要となることから、体育協会やスポーツ少年団等を支援し、指導者の育成を図ることで、町民の自主的なスポーツ活動の振興を推進していくことが求められています。

2. 基本事業

① 生涯スポーツの推進

各施設において、スポーツ関連事業を開催し、町民の心と体の健康づくりに努めるとともに、地域づくり、仲間づくりを目指した各種大会・講習会を開催することにより、誰もが身近に生涯スポーツに親しむ環境づくりを推進します。また、プロスポーツ等の大規模な大会の誘致等、町民が本物のスポーツに触れる機会を作ることで、スポーツを通じた教育・学びの場の創出に努めます。

② スポーツ団体・指導員の育成

スポーツ団体の組織再整備と強化を図るとともに、指導者を育成することにより、競争力の向上と団体の自主的な運営を促進します。

③ スポーツ施設の管理・運営の充実

新しいまちに即した施設の復旧と既存施設の計画的な整備・改修を進めていくとともに、指定管理者制度の活用等による効率的かつ効果的な管理・運営体制の検討を行い、施設の健全な運営を促進します。

3. 主要事務事業

① 生涯スポーツの推進

- 生涯スポーツ普及事業
- 各種プロスポーツ等の招致
- 各種講習会の開催
- 施設利用の促進
- 各種大会の開催
- 学校体育施設開放事業

② スポーツ団体・指導員の育成

- 体育協会育成支援事業
- スポーツ少年団活動育成支援事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

- 指導者育成事業

③ **スポーツ施設の管理・運営の充実**

- 施設整備事業
- 効率的かつ効果的な施設管理、運営体制の確立
- 松原総合運動公園災害復旧事業

4-4 文化の継承と創造

1. 現状と課題

文化芸術の振興は、住む人がまちの豊かさを感じ、まちに誇りを持つ上で重要な要素となっています。

本町においては、これまで町民文化祭や芸術文化鑑賞事業等を実施するとともに、町民主体の文化団体を支援することで、継続的な文化活動の担い手の育成につなげてきました。東日本大震災後も、文化団体からの各種芸術文化チャリティ事業等を中心に、芸術・文化鑑賞の積極的な受け入れを行っています。

今後も、町民による自主的な文化を創造する活動を支援し、団体育成に取り組み、残された貴重な文化財を保存・活用する体制づくりを進めることが重要になります。

2. 基本事業

① 芸術文化活動の推進

町民自らが参加し芸術文化活動を実践する団体を支援することにより、若い世代への文化継承、継続的な文化活動の担い手の育成を図ります。また、郷土文化の更なる発展、深化のため、既存の文化活動に加えて、新たな芸術文化事業の積極的な受け入れを推進するとともに、郷土文化の積極的な発信を町民とともに進めます。

② 文化財保護活動の促進

町に残る文化財の調査研究を進めるとともに、地域で行われている伝統文化の保護・伝承活動を支援していきます。また、本町には歌津魚竜に代表されるように世界的に貴重な文化財もあることから、こうした貴重な財産を広く発信することにより、歴史資源を生かしたまちづくりを推進します。

3. 主要事務事業

① 芸術文化活動の推進

- 芸術文化振興事業
- 町民文化祭
- 芸術文化鑑賞事業
- 芸術文化団体育成支援事業

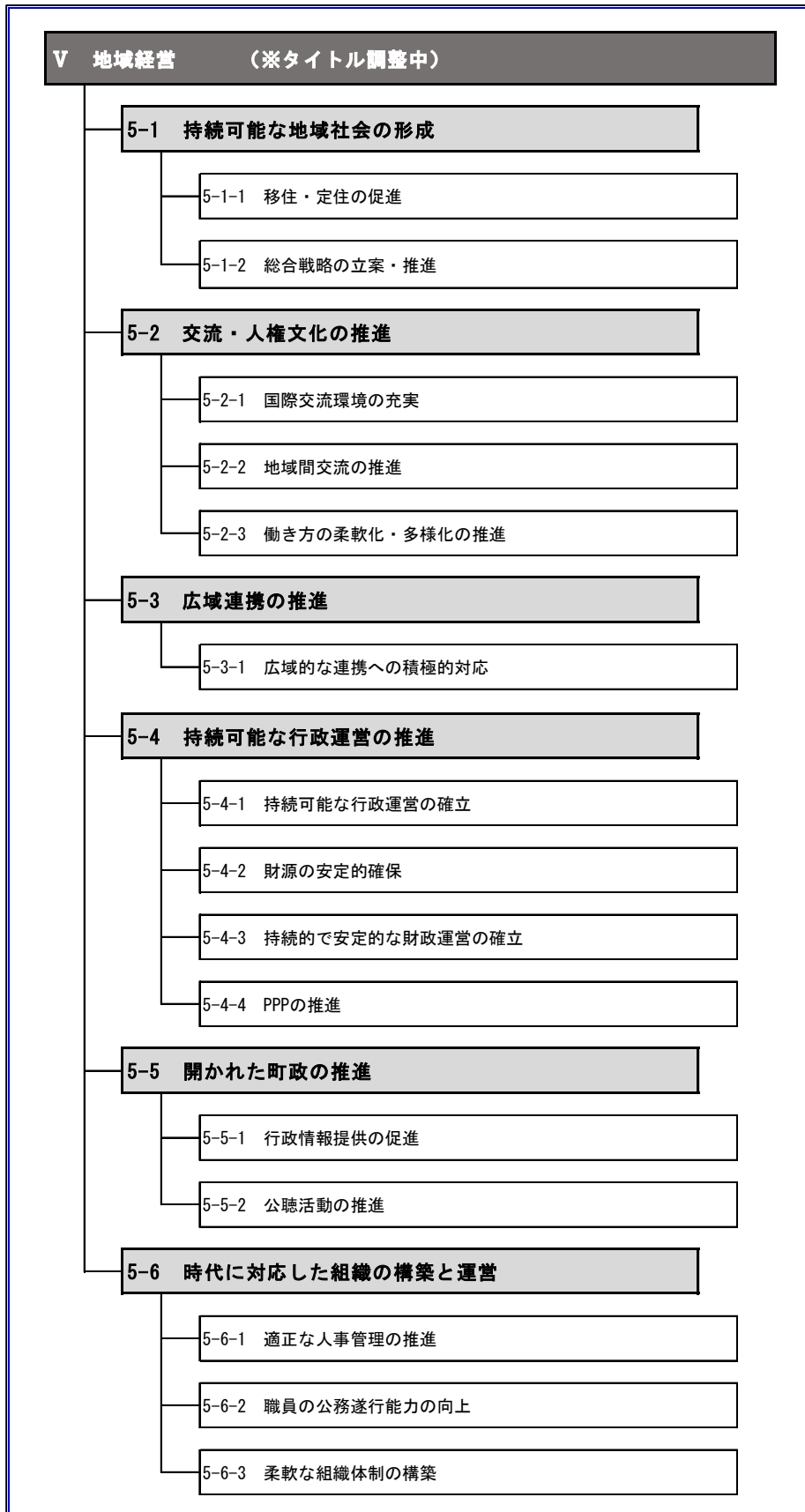
② 文化財保護活動の促進

- 埋蔵文化財発掘調査事業
- 無形民俗文化財再生支援事業
- 指定文化財等災害復旧支援事業
- 魚竜化石保護施設整備事業
- 文化財展示施設整備事業
- 文化財調査研究保護事業
- 伝統文化伝承活動支援事業
- 地域担い手育成事業
- 災害教訓の伝承

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

政策 5 地域経営（※タイトル調整中）



※政策に対応する分野名（地域経営）については、政策分野の領域を示すキーワードであり、仮称となります。

※分野名と併せて記載される予定の政策タイトルについては現在調整中となります。

5-1 持続可能な地域社会の形成

1. 現状と課題

全国的に人口減少と少子化、高齢化への取り組みが課題となっている中、本町においては東日本大震災の影響もあり、ほかの市町村と比べても深刻な状況におかれています。特に、地域を支える世代となる若年層の流出に歯止めがかからない状況にあり、このままでは地域社会の存続自体が困難になることが懸念されます。

本町が将来にわたって賑わいのある地域社会を維持していくためには、定住を促す施策や少子化への対応策を推し進めるとともに、若い世代を中心とする移住者の積極的な受け入れを行っていく必要があります。

2. 基本事業

① 移住・定住の促進

将来にわたって持続可能なまちづくりを担う世代を中心とした移住・定住促進のための仕組みづくりと、それに伴い居住地の確保をはじめとした町内の受け入れ環境の整備を進めます。

② 総合戦略の立案・推進

地域の特徴を生かした自律的で持続的な社会づくり、魅力ある郷土づくりを目指し、南三陸町人口ビジョン・総合戦略を策定するとともに、1年ごとのPDCAサイクルを用いた進行管理により、結果重視の事業評価を行います。

3. 主要事務事業

① 移住・定住の促進

- 移住定住促進事業

② 総合戦略の立案・推進

- 南三陸町人口ビジョン・総合戦略策定・推進事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

5-2 交流・人権文化の推進

1. 現状と課題

全国的に広域交通体系の急速な充実が進む中で、人の移動が一層便利になり国内外の交流が盛んになることが予想されます。本町においても、三陸縦貫自動車道志津川インターチェンジ（仮称）が供用開始されることにより、仙台都市圏との時間距離が大幅に短縮され、町内外との交流が活発になることが期待されています。

このようなことから、豊かな地域資源と町の特色を生かした取り組みを展開し、町の活力を創出することで、国内外からの交流人口を積極的に受け入れていくとともに、本町において快適に過ごせるためのインフラ整備等が重要になります。

また同時に、人々の交流の在り方についても、町が一体となって多様性についての理解を正しく持つとともに、誰もが自分らしく生きられるまちづくりを行っていくことが求められます。

2. 基本事業

① 国際交流環境の充実

国際理解を深め、国籍や民族にかかわらず互いの人権を尊重し、生活していく多文化共生社会の形成を目指し、町民による様々な国際交流活動を支援していきます。

② 地域間交流の推進

平成 18 年 5 月に友好町の盟約を締結した山形県庄内町との友好町交流事業の継続や、東日本大震災によって関わりを持った全国の自治体との交流、並びに本町の地域資源を活用した産業経済・教育文化等の多方面にわたる地域間交流を活発化します。

③ 働き方の柔軟化・多様化の推進

町内の各事業所及び役場において、健全な就労環境の形成のため、多様性を尊重する様々な学習機会や情報の提供並びに啓発活動を行い、働き方の柔軟化及び多様化を進めます。

3. 主要事務事業

① 国際交流環境の充実

- 国際交流事業
- 訪日外国人旅行者誘致促進事業（再掲）
- 台湾学生の受け入れ推進
- 海外出身者への各種情報提供事業

② 地域間交流の推進

- 友好町交流事業
- 青少年ふるさと学習交流事業
- 体験型観光交流推進事業（再掲）
- 国内旅行者誘致促進事業（再掲）

③ 働き方の柔軟化・多様化の推進

- 男女共同参画事業
- 普及啓発活動推進事業

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

5-3 広域連携の推進

1. 現状と課題

行財政運営の効率化のためには、民間活用や町民との協働のみならず、自治体の枠を超えて連携できるものは積極的に連携していくという広域連携の考え方も不可欠となります。

本町においては、東日本大震災以前に、石巻市及び登米市とともにごみ処理の広域化協議に取り組んできました。また、消防に関しては、気仙沼市とともに広域行政事務組合の設立を行ってきました。

今後も、町民ニーズが多様化・高度化していく中で、効率的な行財政運営を行うために、三陸縦貫自動車道の全線開通によって町外との交流が広がることを好機と捉え、近隣自治体のみならず、更には全国の各自治体との有効な連携の可能性を模索していくことが求められます。

2. 基本事業

① 広域的な連携への積極的対応

広域的な諸課題への対応策を関係自治体と検討していくとともに、石巻市、登米市をはじめとした周辺自治体との効果的な連携について模索し、行財政経営の効率化に結びつけていきます。また、災害協定自治体との連携や自治体間交流を継続的なものとし、人、物資の交流をきっかけとしたネットワークに結びつけていきます。

3. 主要事務事業

① 広域的な連携への積極的対応

- 広域会議の充実
- 最終処分場の広域化検討
- 各種広域化対応の可能性検討・研究の実施

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

5-4 持続可能な行政運営の推進

1. 現状と課題

公共サービスの提供に一層の効率化が求められるようになる中で、まちづくりはもはや行政機関のみで運営するものではないという認識が定着してきました。住民ニーズの多様化・高度化へ対応するため、より一層の公共サービスの充実に向け、集中改革プランに基づく定員の適正化や、民間事業者の経営ノウハウ等の力を活用する取り組みが始まっています。

本町においても、本来の行政職員の在り方について見直すとともに、行政が行うべきことと外部に任せることの明確な仕分けを行っていく必要があります。

また、被災した本町においては、現在国・県からの支援による復興事業対応が主業務となって従来の行財政の適正規模が見えにくくなっていることから、復興事業の完了後における行政需要や財政規模等を正しく見極めることが重要となります。復興事業に係る財源の縮小後は、投資的経費に当たる事業の優先度を一層精査することが求められるため、適切な行財政構造の在り方を検討し、役場全体での最適化を進めていくことが必要です。

2. 基本事業

① 持続可能な行政運営の確立

行政ニーズの多様化・複雑化に伴って義務的経費が増加し、投資的経費に充当する財源が非常に厳しくなることから、抜本的な改革による経常的経費の抑制、事務の合理化等により財政の健全化を推進します。また、公共施設及びインフラの持続可能な運営を目指し、指定管理者制度の活用に努めます。

② 財源の安定的確保

復興事業の完了後における自立した行財政運営のために、重要な自主財源である町税収入を確保するとともに、町民間での租税負担の公平性の維持に努めます。また、復興後の事業環境の変化を踏まえ、安定的な財源確保に向けた検討を引き続き進めます。

③ 持続的で安定的な財政運営の確立

厳しい財政状況の中、将来にわたり自立して各種事業を展開していくため、中長期的な財政計画を策定し、適正な財政分析の下、計画的な財源の確保及び効率的配分に努めます。

また、公共施設配置計画に基づき公共施設の復旧が進みつつある中、将来に向けて大規模修繕のピークを前後に振り分けることにより予算の平準化に努めます。

④ PPPの推進

様々な分野において、地域の価値や町民満足度を最大化する最適な公共サービスを実現するために、民間事業者からの行政との連携提案等も積極的に受け入れつつ、本町に適したPPPを推進します。

3. 主要事務事業

① 持続可能な行政運営の確立

- 行政評価制度の導入
- 事務事業の見直し

- 指定管理者制度の導入と民間委託の推進

② 財源の安定的確保

- 行政機能回復に向けた総合的支援の要望
- ふるさと納税の推進
- 町税確保対策事業
- 使用料及び手数料の適正化
- 公有地の有効活用
- 諸制度の効果的かつ有効的な活用

③ 持続的で安定的な財政運営の確立

- 南三陸町公共施設等総合管理計画策定及び調査事業
- 中長期財政計画策定事業
- 地方公会計の導入と公表

④ PPP の推進

- PPP 導入可能性の検討

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

5-5 開かれた町政の推進

1. 現状と課題

本町においては、生活環境の変化によって町民のニーズが多様化することに伴い、町政情報の一層の提供が求められている中で、今後も町政情報の適切な保管・公開を行っていくとともに、共通の町政理解の下、行政と町民が一体となったまちづくりをしていくことが求められています。

また、復興により新たなまちが整備され、コミュニティが再構築されていく中で、今後の本町のまちづくりへの町民の参画機会を増やす仕組みづくりが求められるとともに、新しいコミュニティや生活スタイルに合った町の一体感の醸成についての在り方を総合的に検討及び確立し、町民のまちづくりへの参加意識を高めていくことが求められます。

2. 基本事業

① 行政情報提供の促進

町広報紙の発行に加え、町ホームページや SNS 等を活用した場所を問わないタイムリーな行政情報の発信や、その他時代に即したあらゆる媒体を活用することによって、町内全体での情報の共有化を推進します。加えて、災害時にも確実に機能するリスクに対応した行政情報提供のインフラを整備していきます。

② 公聴活動の推進

特色のあるまちづくりを進める上で必要となる町民の町政への参画機会を確保する観点から、東日本大震災後に中断していた「町長出前トーク」を再開するとともに、その他町民の意見等を聴き、それを効果的に町政に反映させる仕組みづくりを行います。

3. 主要事務事業

① 行政情報提供の促進

- 辺地共聴施設整備事業（通常対策）
- 復興まちづくり ICT 基盤整備事業（被災者対策）
- 情報システム整備推進事業
- 行政手続オンライン化推進事業
- 復興関連アーカイブ事業
- 広報紙発行业業
- ホームページ更新事業
- 行政情報発信事業
- 復興応援大使の推進事業
- 日曜開庁の実施
- 住民に開かれた役場庁舎建設事業

② 公聴活動の推進

- まちづくり出前講座
- 町長出前トーク

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。

5-6 時代に対応した組織の構築と運営

1. 現状と課題

時代の変化に伴い常に発生する新たな行政課題や、多様化・複雑化している住民ニーズに対し、行政においては一層柔軟に対応することが必要であり、このような行政としての在り方の変化に対し、最適な行政施策を見いだすことができる優れた能力を備えた職員を育成していくことが重要な課題となっています。

また、復興事業の進捗に伴い派遣職員が徐々に減少していく中で、職員の定数管理を適正に行うことが重要になります。さらに、地方公務員法の一部改正に伴い義務付けられた「人事評価制度」についても、適切に運用していくことが求められています。

2. 基本事業

① 適正な人事管理の推進

人事管理の基礎となる人事評価制度を導入し、面談を通じた職員個人の目標管理を的確に行うことにより、職員の主体的な能力開発や組織力の向上を図ります。

② 職員の公務遂行能力の向上

複雑かつ高度化する行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる職員や専門的能力を有する職員を育成するため、職員研修の充実に努めます。

③ 柔軟な組織体制の構築

新たな行政課題や多様化・複雑化している住民ニーズに対して、行政・民間・町民等が一体となって取り組んでいくために、柔軟かつ迅速に対応できる組織体制を構築します。

3. 主要事務事業

① 適正な人事管理の推進

- 人事評価制度の導入
- 職員配置の適正化と定員管理の適正運用

② 職員の公務遂行能力の向上

- 職員研修の活用
- ほかの地方公共団体との人事交流
- 人材育成計画の策定

③ 柔軟な組織体制の構築

- 部局横断的な組織の連携強化

※主要事務事業については、今後財源の調整により見直す可能性があります。

※最終的な計画書とする際には、掲載する主要事務事業を今よりも絞り込む予定です。